

四国中央市 景観計画

(案)

平成 28 年 6 月

四国中央市

目 次

はじめに.....	1
1. 景観計画策定の目的と必要性	1
2. 景観計画とは	2
3. 計画の位置づけと上位・関連計画	5
4. 計画の構成	7
第1章 四国中央市の景観特性と課題.....	8
1. 景観の捉え方	8
2. 四国中央市の景観特性	9
3. アンケート調査結果（概要）	12
4. 良好な景観形成に向けた課題	17
第2章 景観計画の区域と良好な景観の形成に関する方針.....	19
1. 景観計画区域の設定にあたって	19
2. 景観計画区域について	20
3. 良好な景観の形成に関する方針	23
第3章 良好な景観形成に向けた取組み.....	27
1. 良好な景観の形成のための行為の制限	27
2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	34
3. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限	36
4. 景観重要公共施設の整備等に関する事項	38
第4章 景観形成の推進に向けて.....	41
1. 景観形成の推進主体とその役割	41
2. その他景観形成の推進に関して	42
参考.....	43

はじめに

1. 景観計画策定の目的と必要性

景観まちづくりは、街の魅力や活力の向上、観光振興を図る上で重要な要素です。また、美しい景観は、一度失うと取り戻すことは困難なものです。こうした中、景観形成に対する取組みを様々な角度から支援する「景観法」が平成17年6月に全面施行されました。

四国中央市では、「景観法」の仕組みを活用し、積極的に景観づくりに取り組んでいくために、平成17年10月に景観法に基づく景観行政団体となっています。この度、これまでの取組み等を継承しつつ、さらなる景観行政の強化を図るため景観法に基づく「四国中央市景観計画」を策定しました。

2. 景観計画とは

2-1. 景観計画とは

景観計画は、景観行政団体が良好な景観の形成を図るために定める基本的な計画です。次のような特徴のもと、地域の景観特性を活かした景観の規制・誘導を行うことができます。

<景観計画の特徴>

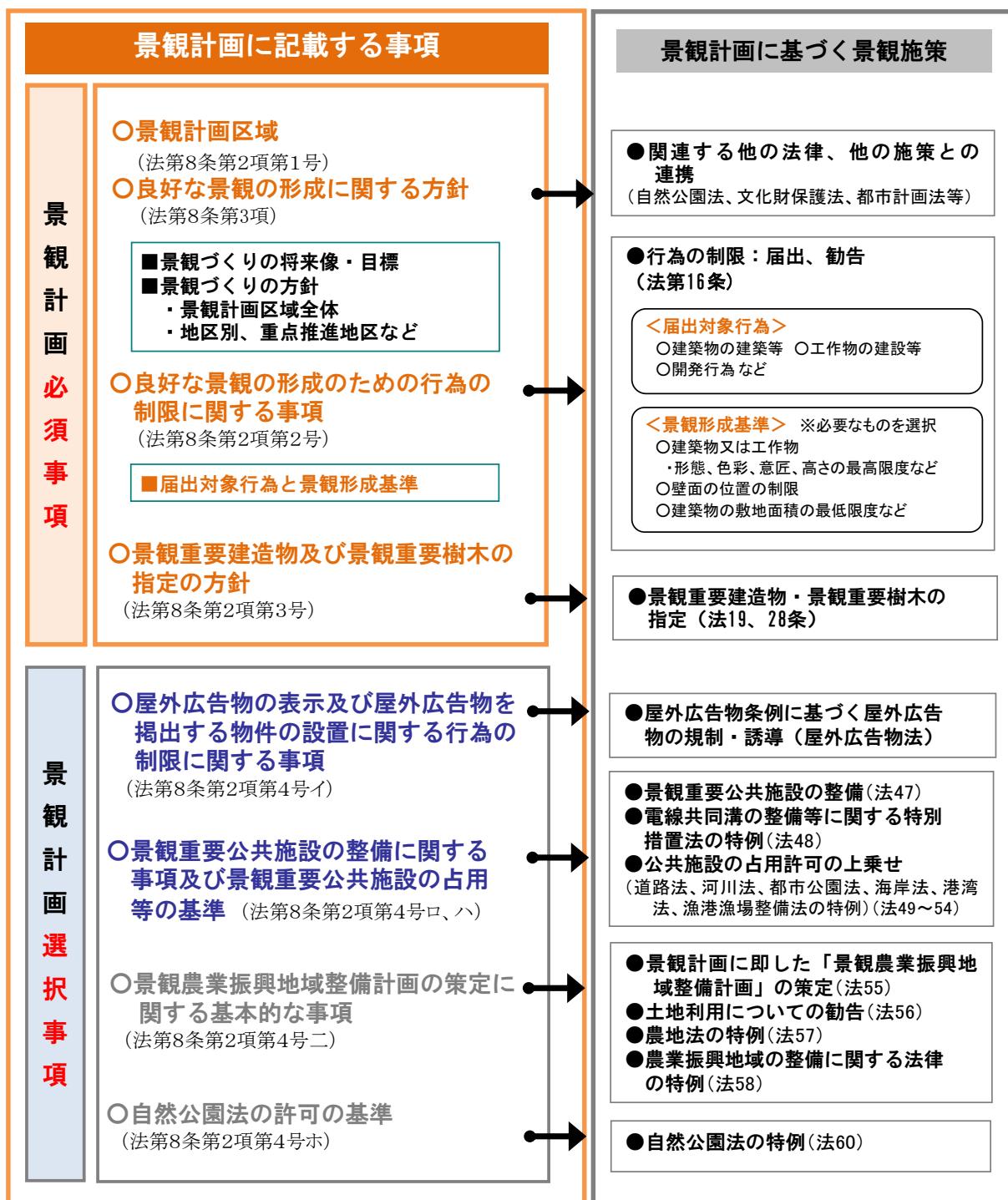
- 都市計画区域内外を問わず計画区域とすることが可能（農地等も対象）
- 区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める
- 地域の実情に応じ、規制内容等を柔軟に定めることができる
- 届出・勧告対象の行為は、条例での付加・除外どちらも可能
- 計画内容について、景観行政団体の裁量範囲が大きい
- 景観重要公共施設として道路や河川を位置づけ、景観に配慮した整備や景観の視点を加味した占用許可が可能
- 住民の積極的な参加を促進（計画づくりへの参加、実際の取組への参加）

(景観法の対象地域のイメージ)



景観計画は、対象とする区域や良好な景観の形成に関する方針などを定め、それらに基づく景観施策を進めていくものです。

＜景観計画に記載する事項と景観計画に基づく景観施策＞

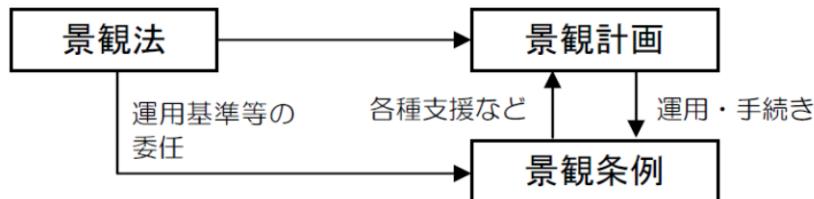


2-2. 景観条例とは

景観法に基づく景観条例（法委任条例）は、美しいまちなみ・良好な都市景観を形成し保全するため、地方自治体が制定する条例であり、景観問題に対して大きな役割を果たします。

景観法は、法自体が直接的に景観を規制する訳ではなく、景観行政団体の景観計画と景観条例、景観地区、地域住民が締結する景観協定等に、実効性・法的強制力をもたせているものです。

景観行政を効率的かつ実効性を高めるため、景観計画の運用にあたっては景観条例のなかで細かく規定することとなります。



景観計画と景観条例の関係

◆参考：他の制度

○景観地区：景観地区は、都市計画法による地域地区の1つで、建築物の形態意匠の制限等を定めるものです。なお、都市計画法には従来から「美観地区」という規定がありましたが、法改正（平成17年6月）により廃止され、その代わり「景観地区」が新設されました。

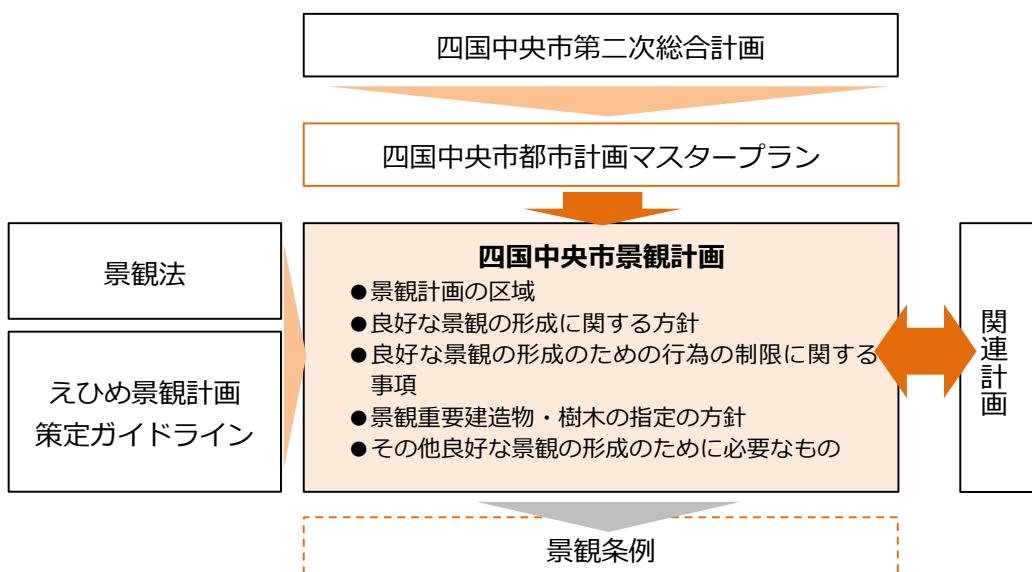
○景観協定：景観計画区域内の土地の所有者等は、景観協定を締結することができます。意匠等地区計画よりも制限できる項目が多くあります。

従来の自治体の条例に基づくものと異なり強制力があり、また協定締結後に区域内の不動産を取得した者も拘束するため、締結当事者のみが拘束される普通の契約（協定）よりも強い効力を持ちます。

3. 計画の位置づけと上位・関連計画

3-1. 計画の位置づけ

計画策定にあたっては、市の政策を展望しつつ、「四国中央市総合計画」や「四国中央市都市計画マスターplan」等の上位・関連計画との整合を図り、景観づくりの方向性を一致させることが重要です。以下に、上位・関連計画を含めた計画体系における位置づけを示します。



3-2. 上位・関連計画

第二次四國中央市総合計画 (平成 27 年 4 月策定)	
●まちづくりの理念	市民一人ひとりのしあわせづくりの応援
●基本施策（景観関連抜粋）	施策 11 未来につながる都市整備の推進
目標：効率的でバランスある土地利用、時代の要請に応える社会資本整備、美しい地域景観の形成を進め、四国のまんなかにふさわしい活力と風格を備えた都市を目指します。	
主な取組み：(3) 景観行政の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく景観計画を策定し、確実な運用を推進します。 ・地域の魅力を引き出す景観の再生や創造、景観を阻害する問題の解消など、景観の整備を進めます。 ・景観意識の啓発を進め、市民、地域とともに景観の検証、整備を進めます。 	

四国中央市都市計画マスターplan (平成24年9月策定)

●都市づくりの理念 四国のまんなか人がまんなか、活力・交流・文化の都市づくり

●都市づくりの目標 (11) 景観に配慮した都市づくり

地域固有の自然・歴史・文化資産などが調和した美しい街並みの創出と保全に努め、市民が心豊かに暮らすことができるよう、景観に配慮した都市づくりを進めます。

●都市施設の基本的方針 (景観関連抜粋)

(1) 土地利用

①主要幹線道路沿線

街路樹の育成や屋外広告物の規制・指導を行い、街の景観を考慮した沿道整備を進めます。

⑤農業的土地利用

本市の山々は、林業の場としてあるとともに都市景観の背景としてや、水源涵養機能を持ち、環境保全やレクリエーションの場としても重要な役割を果たしていることから、その保全や育成を図ります。

⑨河川付近

金生川や関川などの周辺の自然的環境を保全し、都市の景観形成を図ります。

(2) 道路・交通・流通

⑥都市景観への配慮

道路整備の際の植樹や電線地中化、屋外広告物の規制など、都市景観に配慮します。

(3) 公園・緑地

①緑の基本計画及び景観計画

自然的環境の整備・保全、個性豊かな景観の形成のため、「緑の基本計画」の見直し及び「景観計画」の策定を行います。

④河川

金生川、関川を水と緑のネットワーク軸として位置づけ、都市の景観形成のため整備推進に努めます。

(5) 下水道・河川

②河川

近年、市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対応するため、河川改修を積極的に行うとともに、市街地の開発にあたっては、流域が本来有している保水、遊水機能及び都市景観との調和を図りつつ、総合的な治水対策に努めます。

③川之江地域の河川

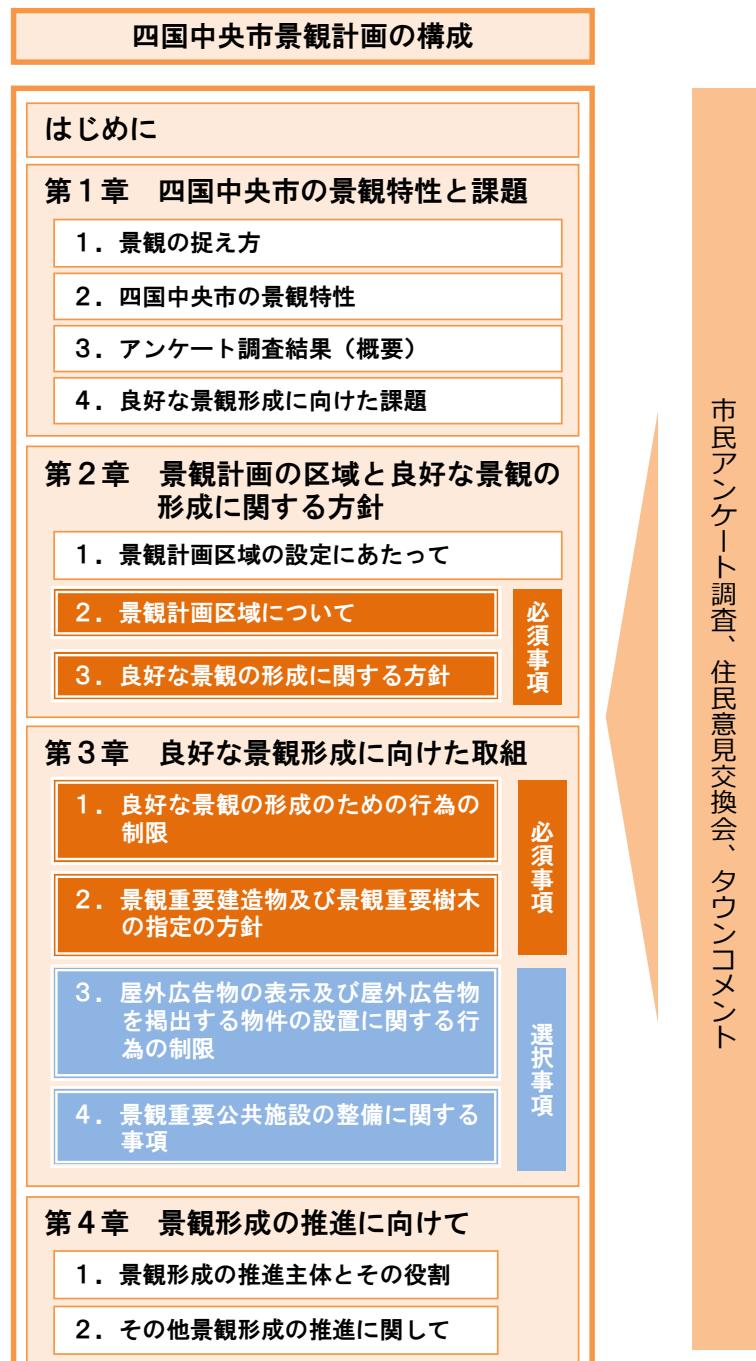
二級河川の金生川については、治水、都市景観及びレクリエーションに資する主要な河川と位置づけ、治水及び災害防除に努めます。また、小山公園などの河川敷について、市民との協働により河川環境の美化・整備に努めます。

④土居地域の河川

二級河川の関川については、治水、都市景観及びレクリエーションに資する主要な河川と位置づけ、適切な維持管理に努めます。また、土居ふるさと広場などの河川敷について、市民との協働により河川環境の美化・整備に努めます。

4. 計画の構成

景観計画は次の構成を基本として、四国中央市における景観の特性や課題、市民意向等を踏まえ、景観計画区域を設定し良好な景観形成に向けた方針及び行為の制限等を定めています。



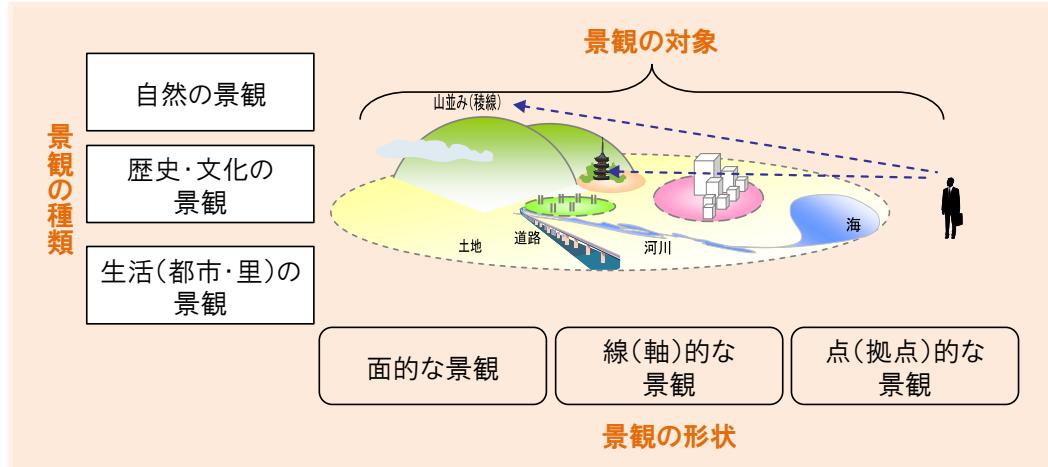
第1章 四国中央市の景観特性と課題

1. 景観の捉え方

景観は、まちを構成する緑・水等の自然や建築物・工作物等の視覚に映るものだけでなく、その地域で永く営まれてきた人々の生活（くらし）や活動が積み重なったものと考えられます。すなわち、建物の色やデザイン、緑などの自然や建物などの人工物だけではなく、人々の営みまでを含めて景観を捉えることとします。

また、本計画では、市民参加や様々なルールのもと、景観をより良くすることによって地域の環境を改善していく取組み、すなわち「景観づくり」と「まち（地域）づくり」を連動させた「景観まちづくり」の観点を重視し、景観づくりを通じた地域の価値の発見と共有化により地域活性化を図ることを念頭に置きながら、景観を捉えるものとします。

なお、多様な姿をみせている景観を体系的に抽出して整理するために、「種類」や「形状」によって分類し捉えることとします。



<景観を種類で捉える3つの視点>

- 地域の風土の基盤をなす「自然の景観」
- 風土に対応して築かれてきた「歴史・文化の景観」
- 人々の暮らしとともに育まれてきた「生活（都市・里）の景観」

<景観を形状で捉える3つの視点>

- 面状に一定のまとまり・広がりのある「面的な景観」
- 山の稜線や河川、道路など連続性やつながりを持って形成される「線（軸）的な景観」
- 建造物や寺社、ランドマークとなる施設や樹木など、個性ある「点（拠点）的な景観」

2. 四国中央市の景観特性

2-1. 自然の景観

●市街地の背後に広がる山々

本市の南部には赤星山をはじめとした山々から連なる法皇山脈が広がり、市街地の背景となる豊かな緑を形成しています。

【代表的な景観資源】土居三山（赤星山・二ッ岳・東赤石山）



土居三山

●碧く穏やかに広がる燧灘

本市の北部に面する燧灘は、瀬戸内海特有の気候によって穏やかに広がり、市街地にうるおいを与えてています。

【代表的な景観資源】燧灘



燧灘

●山々や市街地を縫って流れる河川

山々や市街地を縫って流れる金生川や関川、馬立川などの河川は、古くから市民の生活を支えるとともに、文化を育んでいます。

【代表的な景観資源】金生川、関川、馬立川



金生川

●砂浜の残る海岸線

燧灘に面する蕪崎などの海岸線では、多様な海浜植物や生物が見られる自然の砂浜が残されており、自然との触れ合いの場となっています。

【代表的な景観資源】蕪崎海岸（砂浜）



蕪崎海岸

●豊かな自然環境に育まれた貴重な資源

山々に広がる高原や渓谷、四季折々の花々など、本市の豊かな自然環境に育まれた貴重な資源が多く存在しています。

【代表的な景観資源】翠波高原、塩塚高原、富郷渓谷、水ヶ滝

(法皇トンネル出入口)、新宮のあじさい



翠波高原

2-2. 歴史・文化の景観

●暮らしのなごりをとどめる歴史的な町並み

古来より交通の要衝として発達した本市には、伝統的な建築物や酒蔵が連なる地域など、いにしえの暮らしの名残をとどめる町並みが残されています。



【代表的な景観資源】金田町金川の町並み

金田町金川の町並み

●往時の風情を残す街道筋

遍路道や土佐街道など文化や社会の交流を支えた街道筋には、今でも往時の風情が残されています。

【代表的な景観資源】

遍路道、土佐街道



遍路道



土佐街道

●まつりや伝統文化の景観

本市の各地では、太鼓台や鐘踊りなどの長い歴史の中で育まれてきた祭事などが継承されており、本市の歴史や文化を今に伝えています。

【代表的な景観資源】太鼓台、鐘踊り



太鼓台



鐘踊り

●歴史・文化を物語る文化財

国指定である宇摩向山古墳や真鍋家住宅など、往時の名残をとどめる文化財が残されており、本市の歴史・文化を物語っています。

【代表的な景観資源】

宇摩向山古墳、真鍋家住宅



宇摩向山古墳



真鍋家住宅

2-3. 生活（都市・里）の景観

●活力を象徴する製紙工場群

本市の臨海部には、基幹産業となる製紙業の工場群が立地しており、その煙突や煙などは本市の活力を象徴しています。

【代表的な景観資源】製紙工場と煙突、具定展望台からの夜景



製紙工場と煙突

●生活に密接な農地

山間部の茶畠をはじめ、干拓地などのまとまった農地や市街地の中に点在する農地など、日常生活と生産活動が密接に結びついています。

【代表的な景観資源】新宮の茶畠、土居町干拓地



茶畠

●交流を支える交通ネットワーク

本市は、高速道路網の整備により、四国の「エックスハイウェイ」の中心地となるなど交通の要衝となっています。

そのほか、鉄道や港湾も充実しており、都市間の交流を支える交通ネットワークが形成されています。

【代表的な景観資源】川之江東ジャンクション、法皇スカイライン



川之江東ジャンクション

●レクリエーションの場となる公園

市内には、桜やバラなどの植物が楽しめ、レクリエーションの場となる公園が充実しています。

【代表的な景観資源】伊予三島運動公園バラ園、すすきヶ原入野公園、やまじ風公園、森と湖畔の公園



伊予三島運動公園バラ園

●歴史や技術を伝承する教育文化施設

本市の歴史・文化を伝える博物館施設や、基幹産業である製紙業についての技術や歴史を伝承する産業文化展示施設などの、教育文化施設が整備されています。

【代表的な景観資源】かわのえ高原ふるさと館、暁雨館、考古資料館、紙のまち資料館、紙産業技術センター



紙のまち資料館

●豊かな水を支える貯水施設

瀬戸内海式気候である本市において、産業にも欠かせない豊かな水を安定して供給するため、銅山川3ダムなどの貯水施設が整備されています。

【代表的な景観資源】銅山川3ダム（新宮・富郷・柳瀬）



富郷ダム

3. アンケート調査結果（概要）

3-1. 調査概要

景観計画の策定に向けてアンケート調査を実施し、現在の景観に対する評価や良好な景観形成に向けた市民の意向等を把握しました。

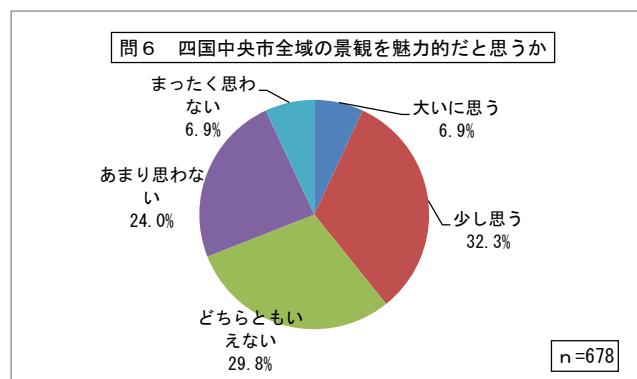
① 対象地域	四国中央市の全域
② 対象者	市内に居住する 20 歳以上の男女 2,000 名
③ 調査方法	郵送による調査票の配布・回収
④ 調査期間	平成 27 年 6 月 28 日～7 月 17 日
⑤ 回収数	709 票 (35.5%) ※無効票除く

3-2. 調査結果（概要）

①四国中央市の景観について

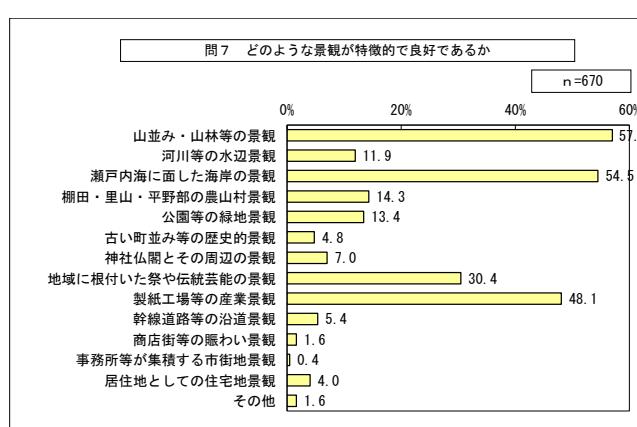
■四国中央市全域の景観を魅力的だと思うか

「少し思う」が 32.3% と割合が最も高く、次いで「どちらともいえない」が 29.8% となっています。肯定的な意見（大いに思う+少し思う=39.2%）が否定的な意見（まったく思わない+あまり思わない=30.9%）を上回っています。



■四国中央市全域のどのような景観が特徴的で良好であると思うか【複数回答】

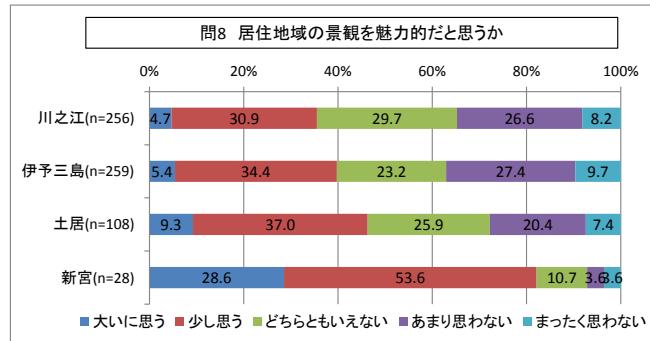
「山並み・山林等の景観」が 57.0% と選択する割合が最も高く、次いで「瀬戸内海に面した海岸の景観」が 54.5% となっています。また、自然景観に加え、「製紙工場等の産業景観」が 48.1% と 3 番目に高く、本市の特徴的な景観として産業の景観が認識されています。



②居住地域の景観について

■住まいの地域の景観を魅力的だと思うか

地区別にみると、全ての地域で、「少し思う」の割合が最も高く、中でも『新宮』地区では他地区に比べて「大きいに思う」が28.6%、「少し思う」が53.6%と割合が高くなっています。

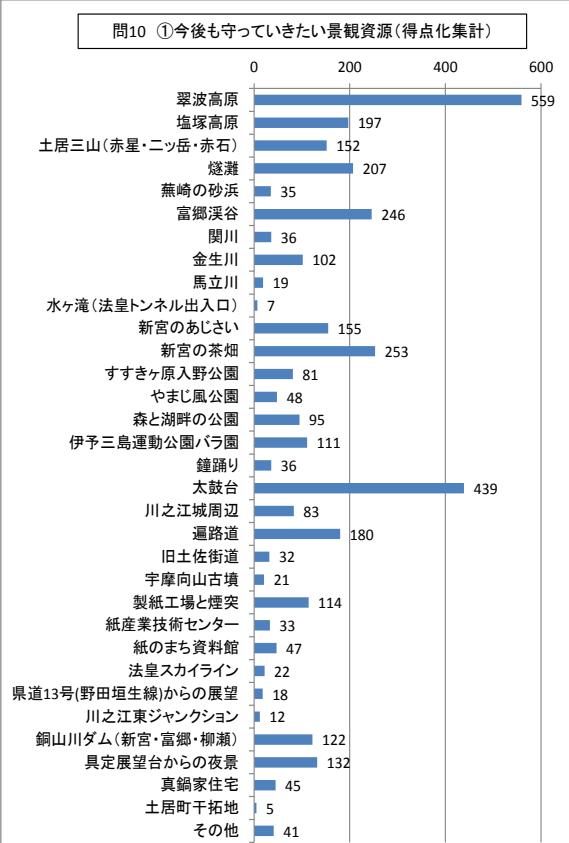
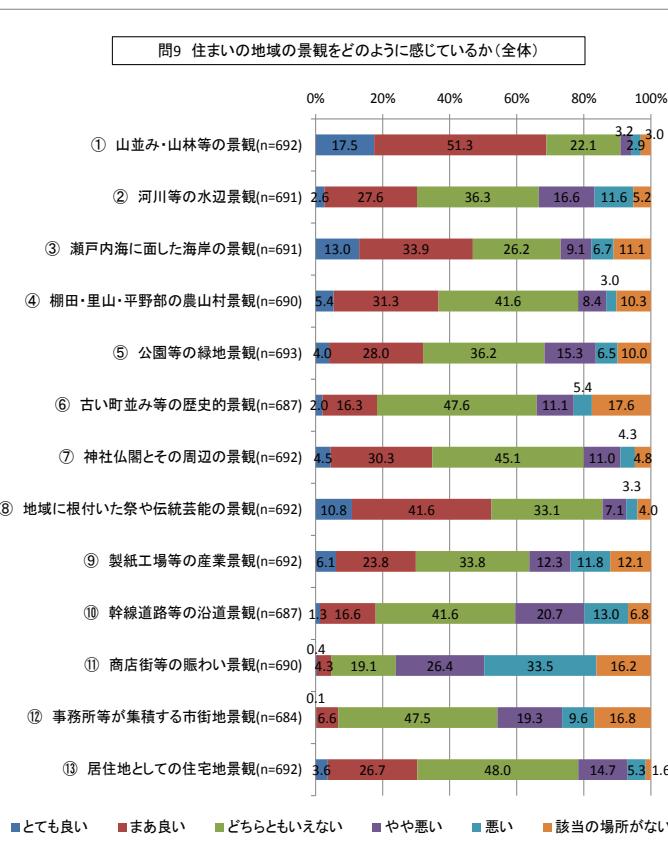


■住まいの地域の景観について、どのように感じているか

市全体をみると、『山並み・山林等の景観』が「とても良い」(17.5%)と「まあ良い」(51.3%)を合わせると約7割になり、最も評価が高くなっています。一方で、『商店街等の賑わい景観』は「やや悪い」が26.4%、「悪い」が33.5%と評価が低くなっています。

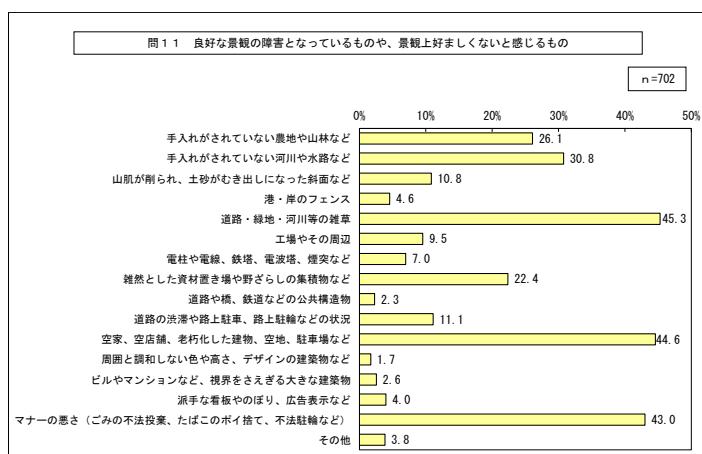
■今後も守っていきたい景観資源は何か

今後も守っていきたい景観資源について、1位に選ばれた資源を3点、2位に選ばれた資源を2点、3位に選ばれた資源を1点として集計すると、「翠波高原」が559点と最も高く、次いで「太鼓台」が439点、「新宮の茶畠」が253点となっています。



■良好な景観の障害となっているものや、景観上好ましくないと感じるもの【複数回答】

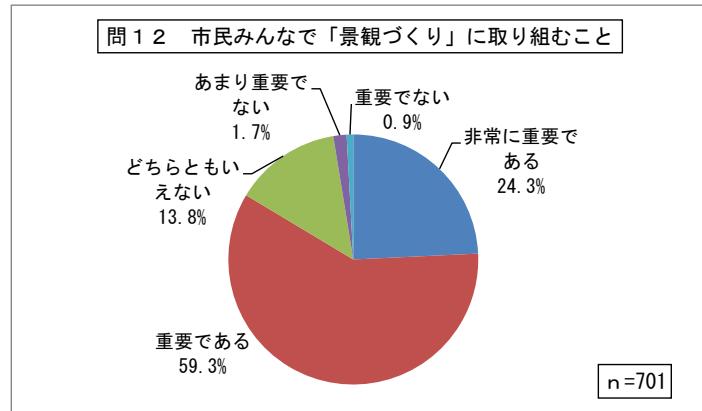
「道路・緑地・河川等の雑草」が45.3%と選択する割合が最も高く、次いで「空家、空店舗、老朽化した建物、空地、駐車場など」が44.6%、「マナーの悪さ（ごみの不法投棄、たばこのポイ捨て、不法駐輪など）」が43.0%となっています。いずれも日常生活に密接な内容であり、管理不足やモラルを起因とする項目と考えられます。



③景観づくりの取組みについて

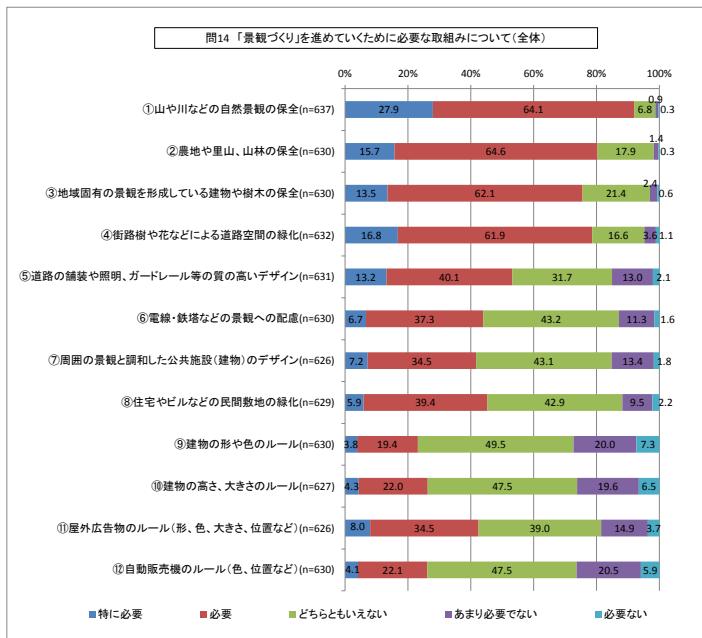
■「景観づくり」の重要性について

「重要である」が59.3%と割合が最も高く、次いで「非常に重要である」が24.3%となっています。重要との回答（非常に重要である+重要である=83.6%）が、8割を超える高い割合となっています。



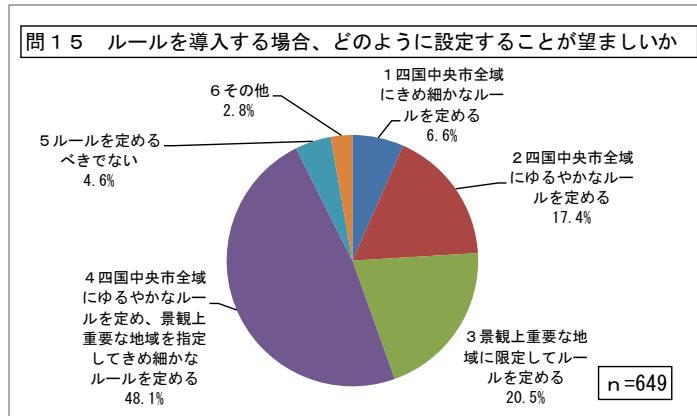
■住まいの地域で「景観づくり」進めていくために必要な取組み

市全体でみると、『山や川などの自然景観の保全』が「特に必要」(27.9%)と「必要」(64.1%)を合わせると約9割になり、最も必要な割合が高くなっています。一方で『建物の形や色のルール』は「あまり必要でない」が20.0%、「必要ない」が7.3%となっています。



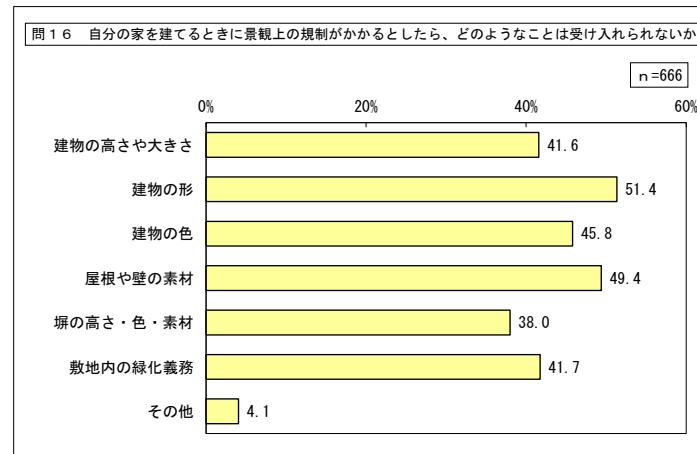
■ルールの導入について

「四国中央市全域にゆるやかなルールを定め、景観上重要な地域を指定してきめ細かなルールを定める」が48.1%と割合が最も高く、次いで「景観上重要な地域に限定してルールを定める」が20.5%となっています。なお、「ルールを定めるべきでない」が4.6%に留まり、何かしらのルールを導入することについて肯定的な意見が大部分を占めています。



■受け入れられない規制について【複数回答】

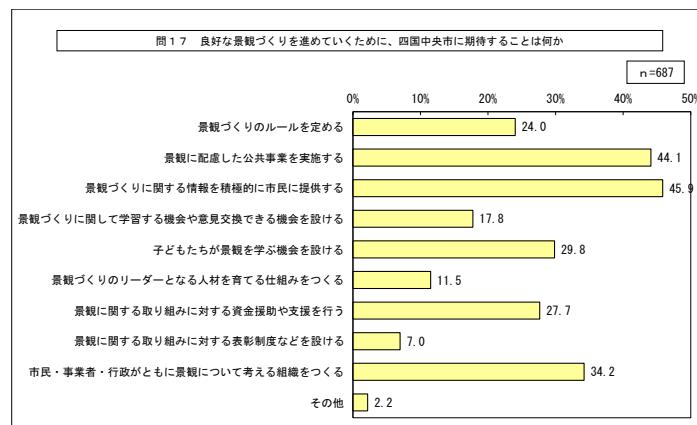
「建物の形」が51.4%と選択する割合が最も高く、次いで「屋根や壁の素材」49.4%、「建物の色」45.8%となっています。また、その他の規制項目も4割程度となっています。



■良好な景観づくりを進めていくために市に期待すること【複数回答】

「景観づくりに関する情報を積極的に市民に提供する」が45.9%と選択する割合が最も高く、次いで「景観に配慮した公共事業を実施する」が44.1%、「市民・事業者・行政がともに景観について考える組織をつくる」が34.2%となっています。

行政の先導的・積極的な取組みと併せて、市民参画による取組みが求められていることがうかがえます。

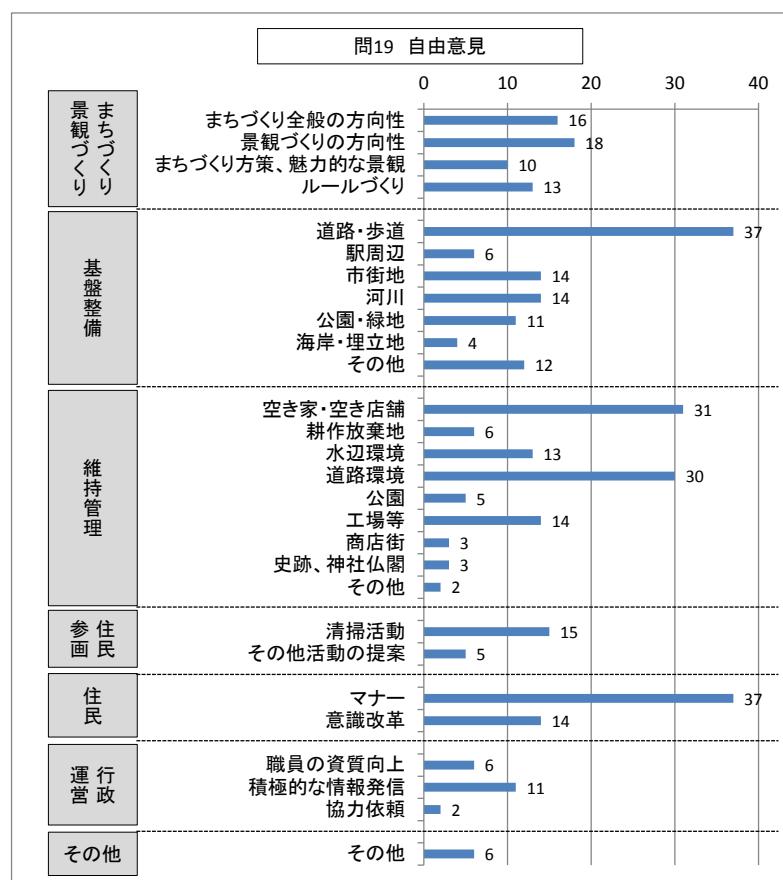


■自由意見

自由意見は、回答者 709 名のうち、247 名（34.8%）からの回答がありました。

各意見の内容を、下表に示す項目にて分類を行うと、「基盤整備」や「維持管理」、「住民」に関する意見が多く見受けられました。

項目	関連する事項	意見数
まちづくり、景観づくり	まちづくり全般の方向性、景観づくりの方向性、まちづくり方策、魅力的な景観、ルールづくり	57
基盤整備	道路・歩道、駅周辺、市街地、河川、公園・緑地、海岸・埋立地、その他	98
維持管理	空き家・空き店舗、耕作放棄地、水辺環境、道路環境、公園、工場等、商店街、史跡、神社仏閣、その他	107
住民参画	清掃活動、その他活動の提案	20
住民	マナー、意識改革	51
行政運営	職員の資質向上、積極的な情報発信、協力依頼	19
その他	その他	6



4. 良好な景観形成に向けた課題

景観特性やアンケート調査結果等を踏まえ、良好な景観形成に向けた課題を整理します。

4-1. 自然の景観

■良好な自然環境の保全

本市の特徴ある景観として認識される山並み・山林等の景観については、市民からの評価が高いものの、手入れ不足により好ましくない景観となっている側面もあることから、適切な管理等により良好な環境を保全していくことが求められています。

■ボランティア活動の継続・発展

河川等の水辺景観については、雑草の繁茂やごみの堆積などが見られるなど、市民からの評価が低くなっています。一方で、金生川などではボランティア団体等による清掃活動が行われ、河川景観の向上に寄与していることから、それらの継続・発展を支援していくことが重要です。また、水辺景観の魅力の発信に向けて、親水空間や遊歩道の整備などの環境整備が重要です。

■守っていきたい自然環境の保全・活用

守っていきたい資源として市民からの評価が高い翠波高原をはじめ、核となる自然環境を保全・活用していくことが求められています。

4-2. 歴史・文化の景観

■歴史的景観の情報発信

伝統的な建築物や酒蔵が連なる金田町金川、遍路道などの歴史・文化の景観については、認知度が低い状況にあります。そのため、歴史的景観の情報発信を行うとともに、歴史的資源が集積するエリア全体で、歴史・文化の景観として魅力向上を図ることが重要です。

■守っていきたい歴史・文化の景観の保全・活用

守っていきたい資源として市民からの評価が高い太鼓台をはじめ、核となる歴史・文化の景観について保全・活用を図るとともに、後世へ継承していくことが求められています。

4-3. 生活（都市・里山）の景観

■特徴ある産業景観の活用と調和

製紙工場等の産業景観は、本市の特徴ある景観として市民からの評価が高いものの、水質汚染や騒音・異臭などの問題が顕在化しています。産業景観は本市の活力の象徴であることから、産業振興施策と連携を図りながら周辺環境との調和を促すことが重要です。

■市街地の賑わい再生

市街地における空き家や空き店舗は、景観を悪化させているだけでなく防犯上の課題も有しています。除却や活用など適切な管理を行い、市街地の賑わい再生につなげていくことが必要です。

■沿道の適切な維持管理、市民への意識啓発

ゴミのポイ捨てや不法投棄などが幹線道路沿いや河川等に見られることから、周辺の適切な維持管理を行うとともに、市民への意識啓発が求められています。

4-4. 景観づくりに向けて

■先導的な取組みと市民への情報発信

公共事業等の実施にあたっては、周辺景観との調和や魅力向上など良好な景観づくりに向けて先導的な取組みを行うことが期待されるとともに、それらの取組みについて幅広く情報を発信していくことが求められています。

■協働による取組み

良好な景観づくりを進めるには、景観に関するルールづくりや地域活動など市民・事業者・行政の協働により取組むことが重要です。

第2章 景観計画の区域と良好な景観の形成に関する方針

1. 景観計画区域の設定にあたって

景観計画の区域については下図の3パターンの設定方法があります。行政区域全域を対象とするのではなく、熟度・重要度等の高い区域から景観計画区域を定め景観計画を策定していくことも可能です。

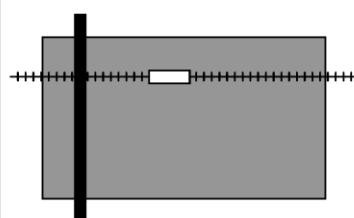
本市は行政区域が広範であり、景観に対する市民の熟度が必ずしも高いとは言えない状況です。そのため、一部の区域を限定して景観計画区域を設定し、先導的な景観づくりに取組むことで、市民の意識高揚等につなげていくことが重要と考えます。これによって、区域外の市民の理解を深め、将来的には行政区域全体を対象とした景観づくりを目指します。

本計画では、景観計画区域を市域の一部に限定して設定します

<景観計画区域の設定パターン>

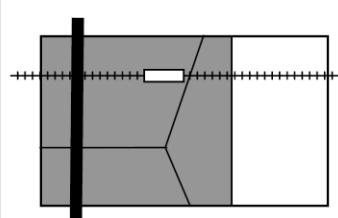
パターン1：行政区域全域を区域に設定

すでに景観条例を策定している市町では、市町全域を条例対象として景観誘導しているケースが多いものと考えられる。既に景観に関する基本的な考え方方が示され、景観条例を景観計画に移行する場合等においては、市町全域を対象に景観計画を策定することが考えられる。



パターン2：行政区域等をエリア分けして設定

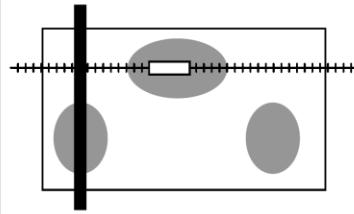
市町全域ではなく、地域特性や景観特性に応じたエリアを限定（複数エリアも可）して景観計画を策定するパターンである。



パターン3：一部の区域を限定して設定

行政区域のなかで、特に積極的に景観形成や規制誘導を図る区域を限定して景観計画を策定する場合が想定され、「すぐに動き出しができる」という点で有効な区域パターンと考えられる。

パターン2との違いは、景観計画区域となるエリアが分離・独立している点である。



出典：えひめ景観計画策定ガイドライン

2. 景観計画区域について

本市におけるまちづくりの動向や地域住民・ボランティア等による活動状況、アンケート調査による市民意向や良好な景観形成に向けた課題等を勘案のうえ、先導的に景観づくりに取組むことで市民の目に触れ、効果の発現が最も期待される「金生川周辺」を景観計画区域に設定します。

本計画では、金生川周辺地区を景観計画区域とします

(金生川周辺の概況)

■まちづくりの動向

現在、JR 川之江駅周辺では、良好な都市景観づくりに向けたカラー舗装や照明整備などを含む、川之江地区まちづくりが進められています。

一方、金生川周辺では慢性的な渋滞緩和等に向けて国道 11 号川之江三島バイパスの延伸が予定されており、整備ルート周辺の景観が大きく変わる可能性があります

■地域活動の状況

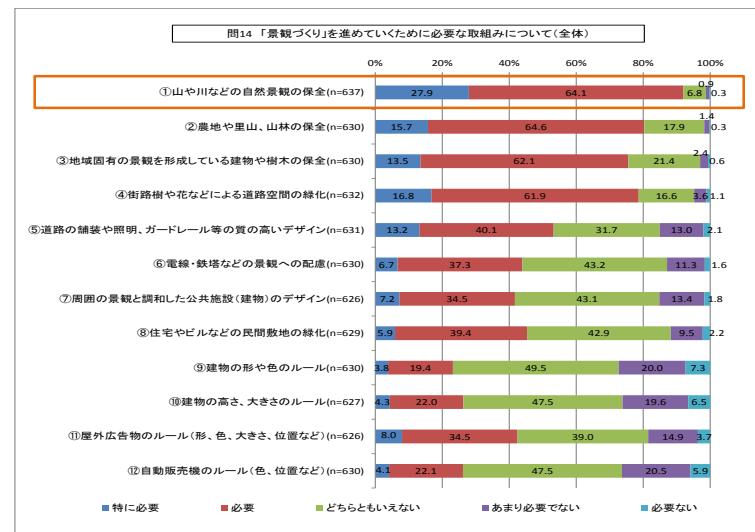
金生川では、「金生川ラバーズ」等のボランティア団体や周辺企業により定期的な清掃活動が実施されています。

さらに、金生川を対象としたフォトコンテストや鮎の放流事業などの取り組みが実施されています。

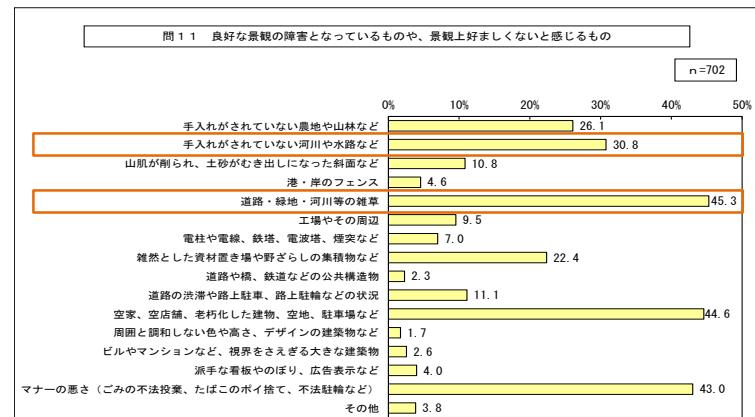


■住民意向

アンケート調査では、景観づくりを進めていくために必要な取組みとして、『山や川などの自然景観の保全』が「特に必要」(27.9%)と「必要」(64.1%)を合わせると約9割になり、最も必要な割合が高くなっています。



一方、良好な景観の障害となっているもの又は景観上好ましくないと感じるものとして、「道路・緑地・河川等の雑草」が45.3%と選択する割合が最も高く、その他河川に関する項目も多くなっています。



金生川と周辺住民の関わり

川之江町を流れる金生川の下流部は、昭和15年から昭和22年までの改修工事以前は、栄橋付近で大きく右折し、現在の国道11号線港通りを北上して川之江漁港へ流出していました。当時の下流部は、長年の土砂の堆積と、川幅が狭い箇所があることから度重なる水害に見舞われていたため、国や県へ金生川付け替え工事を要望したことから、県営事業として改修工事が始まりました。しかしながら戦時中の事業は進捗しなかつたため、周辺住民の勤労奉仕による工事継続が決まり、高齢者や女性中心の人力により現在の河口への付け替えという難工事が完成し、以降水害防止が図られたこととなったのです。

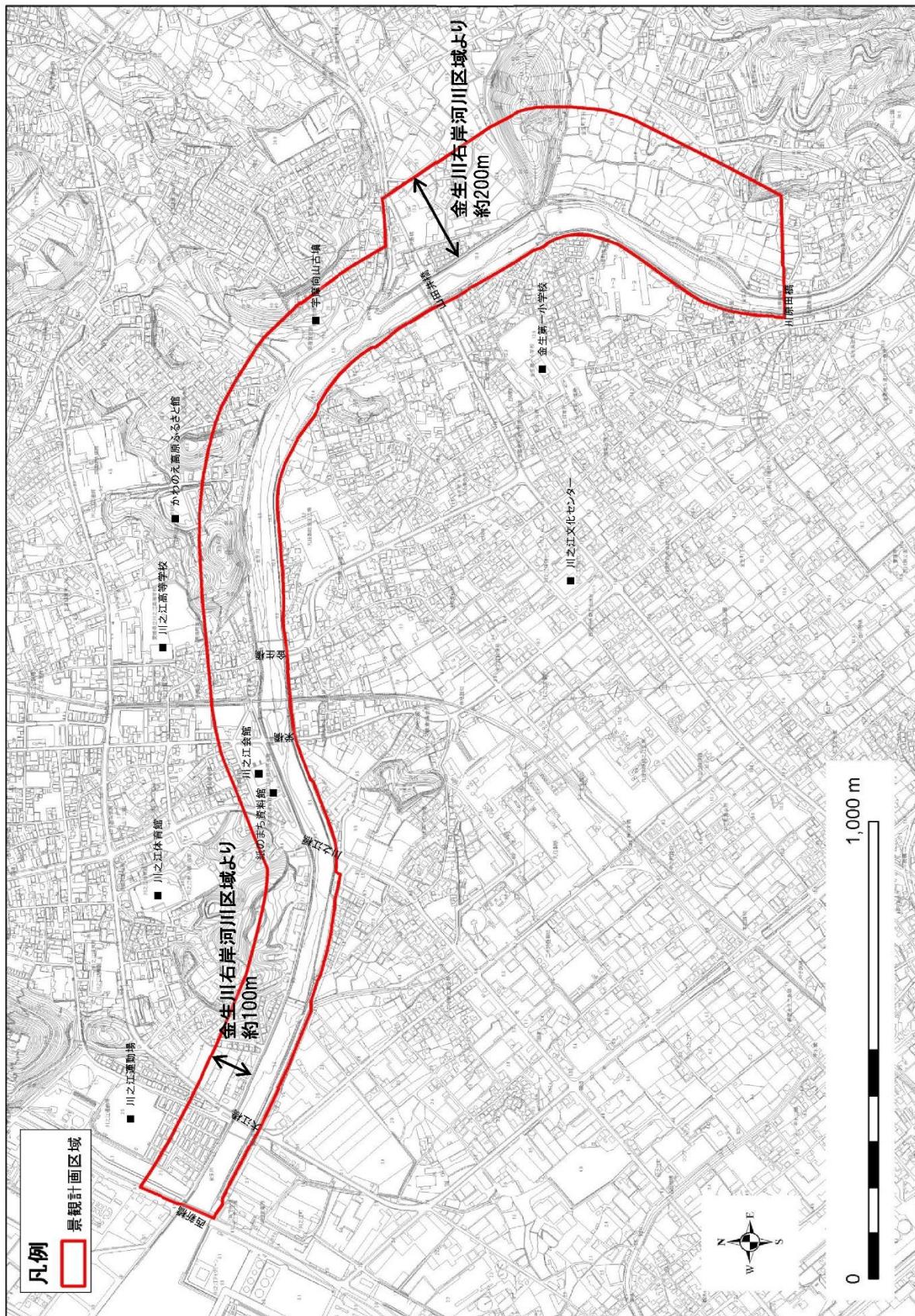
水害をもたらす一方で金生川の水は、銅山川分水以前には灌漑用として地域の最も重要な水資源として利用されていました。また、製紙業についても金生川の水を利用しての手漉き和紙の製造にその起源が求められることから、金生川は古くから周辺住民との関わりが深い河川といえます。

参考文献：川之江市史編さん会 昭和59年 『川之江市史』

第2章 景観計画の区域と良好な景観の形成に関する方針

(景観計画区域)

区 域	面 積
金生川（西新橋から川原田橋の区間）の河川区域内及び右岸区域	約 63.5ha



3. 良好的な景観の形成に関する方針

3-1. 景観計画区域の景観特性と課題

景観計画区域に定めた金生川周辺は、市街地を流れる河川として、自然、歴史・文化、生活の多様な景観を有しています。

(1) 自然の景観

金生川そのものが自然景観であるとともに、河川や八将神山や桜並木が存在し、憩いや癒し、散策の場、動植物の生息空間等として高い評価を受けています。一方、川面における葦の繁茂等の対策や自然と親しみやすい空間整備等が求められています。



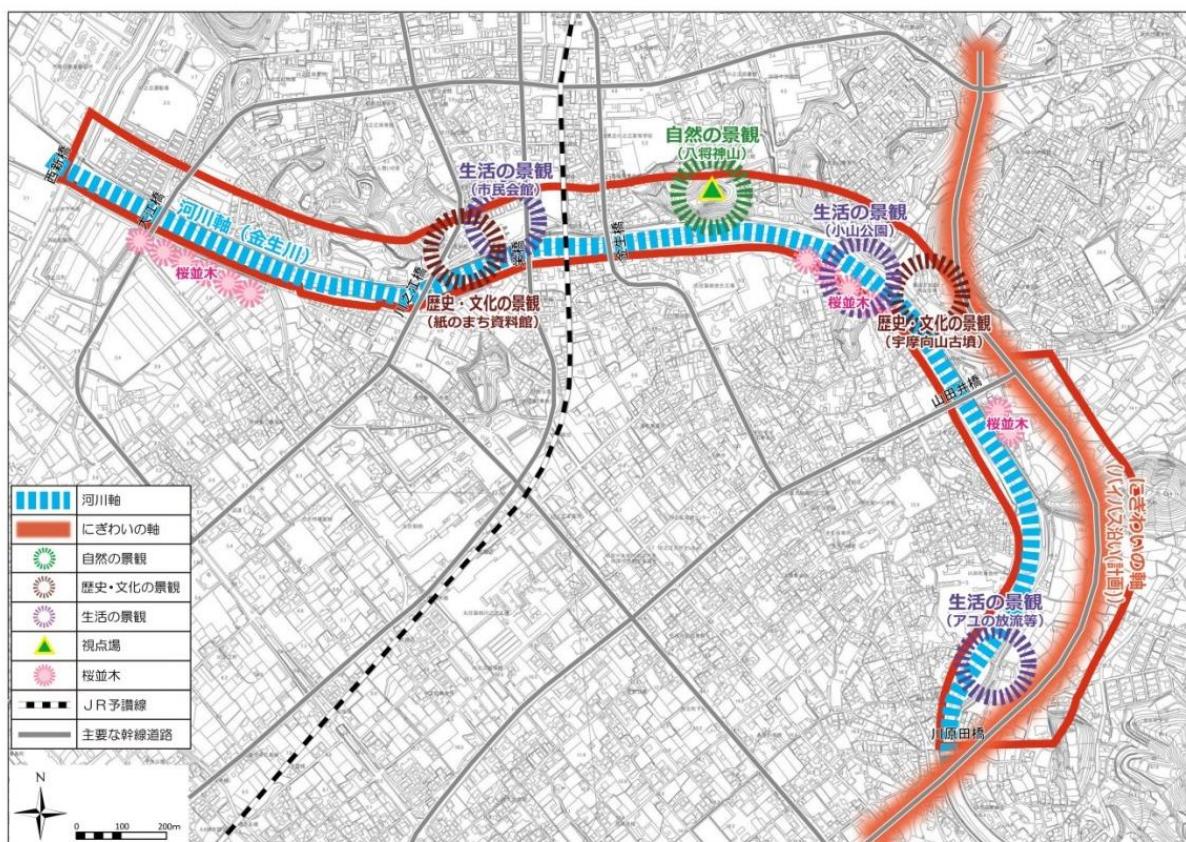
(2) 歴史・文化の景観

歴史・文化の景観としては、宇摩向山古墳や紙のまち資料館等の核となる資源・施設が立地し、その保全・活用が求められています。



(3) 生活の景観

生活の景観としては、豊かな自然を背景に、地域住民等の多様な活動の場として利用されており、更なる活用を促すための条件整備等が求められています。また、新たに整備が進められている国道11号川之江三島バイパスによる大きな景観の変化が懸念され、その対策が求められています。



景観計画区域の景観特性図

3-2. 良好的な景観形成に向けた方針

(1) 良好的な景観形成に向けた基本理念

景観は、まちを視覚的・感覚的に印象付ける上で重要な要素であり、市民の地域に対する愛着を高めるとともに、来訪者等の市のイメージ形成に大きな影響を与えるものであると言えます。

良好的な景観は、地域の自然、歴史・文化、そこで行われる生活が調和して生み出されるものであり、市民・事業者・行政の協働により、効果的・効率的な景観形成に向けた取組を進めることが重要です。

そのため、景観計画区域における良好な景観形成に取組むための共通認識として、また、本市の景観形成における先導的な取組みとして、景観形成に向けた基本理念を以下のように定めます。

四国のまんなか 笑顔ひろがる景観まちづくり

(2) 良好的な景観の形成に向けた基本方針

景観計画区域は、自然、歴史・文化、生活の多様な景観を有しており、それらの景観を構成する要素を“守る”、“育てる”、“創る”という観点から、これまでに育まれてきた景観を活かしつつ、四国中央市の金生川沿いにふさわしい景観まちづくりに取組みます。

守る

地域固有の豊かな自然、歴史・文化等の景観を守ります。

育てる

市民の多様な活動をはじめとして、地域の景観資源を活かした有形無形の景観を育みます。

創る

本市の景観まちづくりの先導的な取組みとして、地域にふさわしい新たな景観を創出します。

基本方針1 美しい河川景観を保全し、親しみのある水辺景観の魅力を高める

基本方針2 核となる景観資源を磨き、地域の景観イメージを高める

基本方針3 自然や歴史・文化等と調和した町並み景観の形成を促す

基本方針4 景観の多様な楽しみ方を提供する

基本方針5 景観づくりから「人づくり」、「まちづくり」に広げる

基本方針1 美しい河川景観を保全し、親しみのある水辺景観の魅力を高める

本景観計画区域の骨格となる金生川の美しい景観を守るため、水質保全や河川敷の美化等に取り組み、豊かな河川景観を保全します。

また、市街地の中の豊かな自然であり、市民からも親しみのある河川という特性を踏まえ、金生川小山公園や堤防沿いの桜並木等、気軽に楽しめる水辺景観としての魅力を高めていきます。

基本方針2 核となる景観資源を磨き、地域の景観イメージを高める

本景観計画区域は、宇摩向山古墳をはじめとした本市の代表する景観資源を有していることから、個々の魅力ある景観資源の保全・活用を図り、地域のイメージ向上等につなげていきます。

基本方針3 自然や歴史・文化等と調和した町並み景観の形成を促す

建築物や工作物等については、周囲の自然や歴史・文化等と調和した形態・意匠・色彩等の採用を促すなど、地域住民の理解と協力を得ながら、落ち着きがあり、まとまりのある景観まちづくりをめざしていきます。

特に、整備が進められている国道11号川之江三島バイパスについては、全市的なにぎわいの軸としての役割が期待される中で、周辺の自然や歴史・文化等との調和に配慮した空間形成を促していきます。

基本方針4 景観の多様な楽しみ方を提供する

本景観計画区域は、金生川の美しい水の流れや堤防沿いの桜並木をはじめとした視対象（見る対象）、市街地や金生川等を望むことができる宇摩向山古墳等の視点場を有しており、見る対象として、また、見る場所としての魅力を高めていきます。

また、それぞれの景観資源の魅力の向上とあわせて、有機的な結びつきを高めることで、散策や周遊等を楽しめる空間の形成等をめざしていきます。

基本方針5 景観づくりから「人づくり」、「まちづくり」に広げる

金生川小山公園における地域住民の清掃活動や子どもたちによるアユの放流など、金生川を舞台として、市民が主体となった様々な活動が展開されています。これらの活動の更なる展開を促すための条件整備等に取り組み、景観づくりから、人づくり、まちづくりに広げていきます。

第3章 良好的な景観形成に向けた取組み

1. 良好的な景観の形成のための行為の制限

1-1. 良好的な景観形成のための行為の制限の基本的な考え方

大規模な建築物の建築や工作物の建設等は、周辺景観に与える影響が大きく、良好な景観を“守り”、“育て”、“創る”ためには、それらの行為において景観面へ配慮することが不可欠といえます。

そのため、景観計画区域内における一定規模以上の大規模な行為を「届出の必要な行為」と定めるとともに、それぞれの行為ごとに景観特性に配慮した「景観形成基準」を示し、景観法に基づく届出・勧告等のもと、良好な景観形成を図っていくものとします。

■景観形成の先導的な取組み

本景観計画区域での取組みは、市全体の景観形成に関する取組の先導的な役割を担うものであり、市民の景観に関する意識高揚等につなげていくものとして定めます。

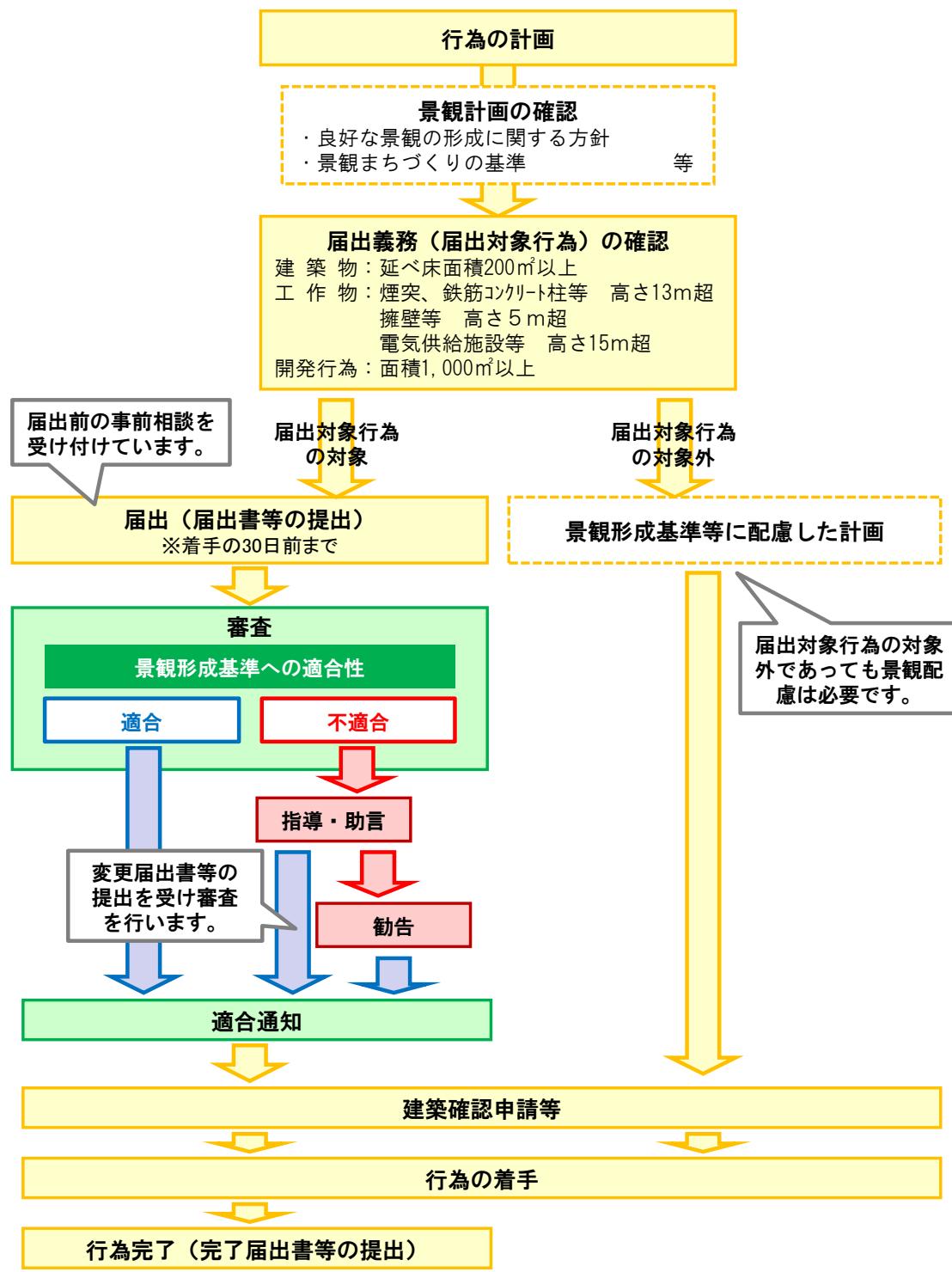
■市民生活や産業振興等とのバランス

景観計画区域は、市の一部となっており、景観計画区域内の市民に対して不当な制限とならないような配慮を行うこととします。

また、市の活力を生み出す産業振興等に関する行為を阻害することなく、行為における景観配慮を促すものとします。

1-2. 良好的な景観形成のための行為の制限

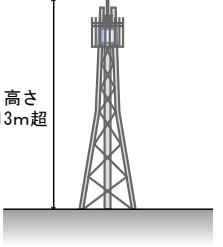
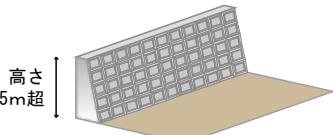
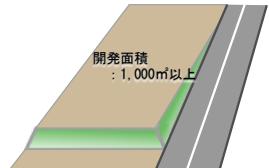
良好的な景観形成に向け、届出の必要な行為（届出対象行為）を定めるとともに、行為を行う際に守るべき基準（景観形成基準）を定めます。



(1) 届出の必要な行為

景観形成に大きな影響を与える可能性がある以下に示す行為を行う場合は、景観行政団体の長（市長）への届出が必要となります。

【届出の必要な行為】

	行為の種別	対象となる規模等
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下、「建築物の建築等」と言う。）	<ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積が 200 m²以上 
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 煙突、鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱など 装飾塔、記念塔など 高架水槽、物見塔など 飼料、肥料、石油、ガスなどを貯蔵する施設 その他これらに類するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 高さが 13m を超えるもの 
	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁、垣、さく、塀 その他これらに類するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 高さが 5m を超えるもの 
	<ul style="list-style-type: none"> 電気供給又は電気通信のための施設 	<ul style="list-style-type: none"> 高さが 15m を超えるもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（以下、「開発行為」と言う。）	<ul style="list-style-type: none"> 面積が 1,000 m²以上 

※上記の建築物、工作物及び開発区域の一部が景観計画区域内にある場合も届出対象となります。

(2) 景観まちづくりの基準

景観計画区域内の景観特性を踏まえ、良好な景観形成を促していくために、行為を行う際に守るべき基準（景観形成基準）を定めます。

■建築物

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> ○道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ後退させること。 ○周辺への圧迫感や威圧感を緩和するよう配慮すること。 <p>(例)</p>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○隣接する建築物などの高さに配慮し、景観の連続性を損なわないよう努めること。 ○山並みの稜線など、背景となる景観に配慮した高さとすること。 <p>(例)</p>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の建築物などとの調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とすること。 ○屋上に設ける建築設備等は、河川沿い又は主要な道路から見えにくい位置に設けること。 <p>(例)</p>

項目	景観形成基準
色彩	<p>○外壁及び屋根の色は、高明度・高彩度の色の使用は避けることとし、周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とすること。</p> <p>(例)</p>
素材	<p>○光沢のある素材を壁面及び屋根の大部分にわたって使用しないこと。</p>
敷地の緑化	<p>○既存樹木の保全に努めるとともに、敷地内において可能な限りの緑化に努めること。</p> <p>(例)</p>

※景観形成基準の内容を説明したイラストは、景観形成基準に配慮する方法の一例として示しているものであり、他の方法を妨げるものではありません。

■工作物

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> ○前面道路や隣接地の状況を踏まえ、適切な配置に努めること。 ○周辺への圧迫感や威圧感を緩和するよう配慮すること。 <p>(例)</p>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○山並みの稜線など、背景となる景観に配慮した高さとすること。 <p>(例)</p>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の建築物などとの調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とすること。 <p>(例)</p>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○工作物の色は、高明度・高彩度の色の使用は避けることとし、周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とすること。 <p>(例)</p>

■開発行為

項目	景観形成基準
方法及び変更後の形状	<p>○長大な法面、擁壁などを生じないよう配慮する。</p> <p>○法面、擁壁などが生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化などに努める。</p> <p>(例)</p>
	<p>○法面、擁壁などが生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び材料とする。</p> <p>(例)</p>

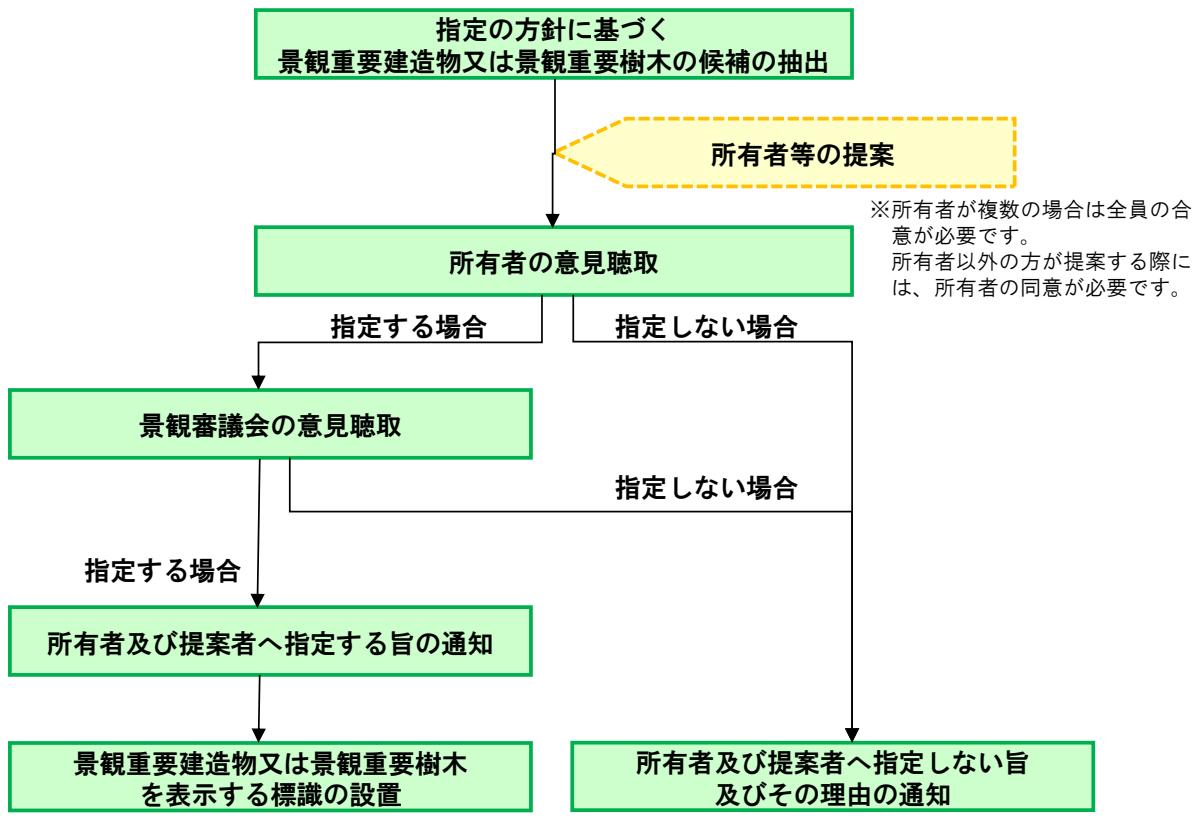
※景観形成基準の内容を説明したイラストは、景観形成基準に配慮する方法の一例として示しているものであり、他の方法を妨げるものではありません。

2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

2-1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針の基本的な考え方

本景観計画区域は、金生川を軸として、自然や歴史・文化、生活空間が形成されていることから、様々な景観特性を有しています。

地域の良好な景観を形成する上で、外観の優れた建造物や樹木がある場合には、所有者の意向を把握しながら、景観重要建造物又は景観重要樹木としての指定を検討し、その適切な保全・管理を行います。



2-2. 景観重要建造物の指定の方針

地域の良好な景観を形成する上で、景観上重要な建造物で、道路その他の公共の場所から容易に見えるものについては、景観重要建造物として指定を検討し、その適切な保全・管理を行います。

景観重要建造物の指定の方針

- ・地域のシンボル的な景観としての特徴を有し、市民から親しまれているもの
- ・市民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの
- ・地域の景観づくりにおいて、主導的な役割を担うと考えられるもの
- ・本市の発展の象徴となる近代遺産、伝統的な意匠や工法などを伝えるもの

※国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物については、文化財保護法による規制が課せられているため、適用除外となります。

2-3. 景観重要樹木の指定の方針

地域の良好な景観を形成する上で、景観上重要な樹木で、道路その他の公共の場所から容易に見えるものについては、景観重要樹木として指定を検討し、その適切な保全・管理を行います。

景観重要樹木の指定の方針

- ・地域のシンボル的な景観としての特徴を有し、市民から親しまれているもの
- ・市民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの
- ・地域の景観づくりにおいて、主導的な役割を担うと考えられるもの
- ・本市の自然、歴史・文化などの特性を有し、特徴的な樹容や優れた樹姿を誇るもの

※特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物については、文化財保護法による規制が課せられているため、適用除外となります。

3. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

3-1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

屋外広告物は、商業施設などの情報発信手段として、まちのにぎわいの創出に寄与しますが、無秩序な設置が行われた場合は、良好な景観を阻害する要因となります。特に、本景観計画区域は、国道11号川之江三島バイパスの整備区間を有しており、今後、景観が大きく変貌していくことが想定されます。

そのため、良好な景観の形成には、周辺の景観に配慮しながら屋外広告物の表示・掲出などに対する規制・誘導を行うことが重要です。

そこで、景観計画区域において屋外広告物の設置等を行う場合は、以下に示す内容の景観的配慮をもって表示するよう努めるものとします。

なお、本市では、現在、愛媛県屋外広告物条例に基づき屋外広告物に関する規制事務を行っています。

今後も、愛媛県屋外広告物条例に基づき、良好な景観形成や安全の確保に努めるとともに、本市独自の制限地域、禁止地域の指定、許可基準など、地域の特性に応じた規制・誘導を検討していきます。

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為における配慮事項

- ・山並みの稜線など、背景となる景観に配慮した高さとすること
- ・必要最低限の大きさ及び設置箇所数に留めること
- ・周辺の建築物などとの調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とすること
- ・基調色は高明度・高彩度の色の使用は避けることとし、周辺の景観と調和した落ち着いた色彩とすること
- ・発光を伴うものは、連続して動光などが激しく変化しないものとすること

【参考】

- ・現在の屋外広告物の規制は、「愛媛県屋外広告物条例」にて運用されている。市が屋外広告物条例を定めることによって、規制内容をきめ細かく設定することが可能となる。

※県内で独自の条例を有する市町：松山市・宇和島市・八幡浜市・大洲市・内子町

【現在の基準（愛媛県屋外広告物条例施行規則より抜粋）】

種類	基準
(1)はり紙	表示面積（2面以上を持つ広告物にあつては、各面の広告物等の表示面積の合計の面積いう。以下同じ。）が1.5 平方メートル以下であること。
(2)はり札等	表示面積が0.3 平方メートル以下であること。
(3)立看板等	ア 表示面が縦2 メートル以下、横1 メートル以下であること。 イ 脚部の長さが0.5 メートル以下であること。
(4)建物その他の工作物等の壁面（窓面を含む。以下同じ。）を利用する広告物等（広告幕を除く。）	ア 広告物等を表示し、又は設置する壁面における各広告物等の表示面積の合計が当該壁の面積の2 分の1 以下であること。 イ 壁面の上端又は側端から突き出さないものであること。 ウ 窓又は開口部をふさがないものであること。 エ 地盤面から広告物等の上端までの高さが51 メートル以下であること。ただし、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は建物の名称を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場等（以下「事業所等」という。）の建物その他の工作物等の壁面に表示し、又は設置する広告物等で、次のいずれにも該当するものについては、この限りでない。 (ア) ネオン管を使用していないものであること。 (イ) 照明が点滅しないものであること。 (ウ) 高さの限度を超えて表示し、又は設置する広告物等が1 個であること。
(5)建物の屋上を利用する広告物等	ア 広告物等の高さが20 メートル以下で、かつ、地盤面から広告物等を設置する箇所までの高さの3 分の2 以下であること。 イ 地盤面から広告物等の上端までの高さが51 メートル以下であること。ただし、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は建物の名称を表示するため、自己の住所又は事業所等の建物の屋上に表示し、又は設置する広告物等で、次のいずれにも該当するものについては、この限りでない。 (ア) ネオン管を使用していないものであること。 (イ) 照明が点滅しないものであること。 (ウ) 高さの限度を超えて表示し、又は設置する広告物等が1 個であること。 ウ 建物の壁面の延長面から突き出さないものであること。
(6)建物その他の工作物等の壁面から突き出した広告物等	ア 建物その他の工作物等からの出幅が1.5 メートル以下であり、かつ、道路境界線からの出幅が1 メートル以下であること。 イ 道路面から広告物等の下端までの高さが歩車道の区別のある道路の歩道上にあつては2.5 メートル以上、歩車道の区別のない道路上にあつては4.5 メートル以上であること。 ウ 広告物等の上端が広告物等を表示し、又は設置する壁面の上端を超えるものであること。 エ 地盤面から広告物等の上端までの高さが51 メートル以下であること。
(7)土地に直接設置する広告塔及び広告板（広告アーチを除く。以下「野立広告物」という。）抜粋	イ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するために自己の住所又は事業所等に表示し、又は設置するもの及び自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの (ア) 表示面積（自己の住所若しくは1 事業所等又は一団の土地若しくは1 物件につき、2 以上の野立広告物を設置する場合にあつては、それぞれの表示面積の合計）が30 平方メートル以下であること。 (イ) 高さが20 メートル以下であること。

4. 景観重要公共施設の整備等に関する事項

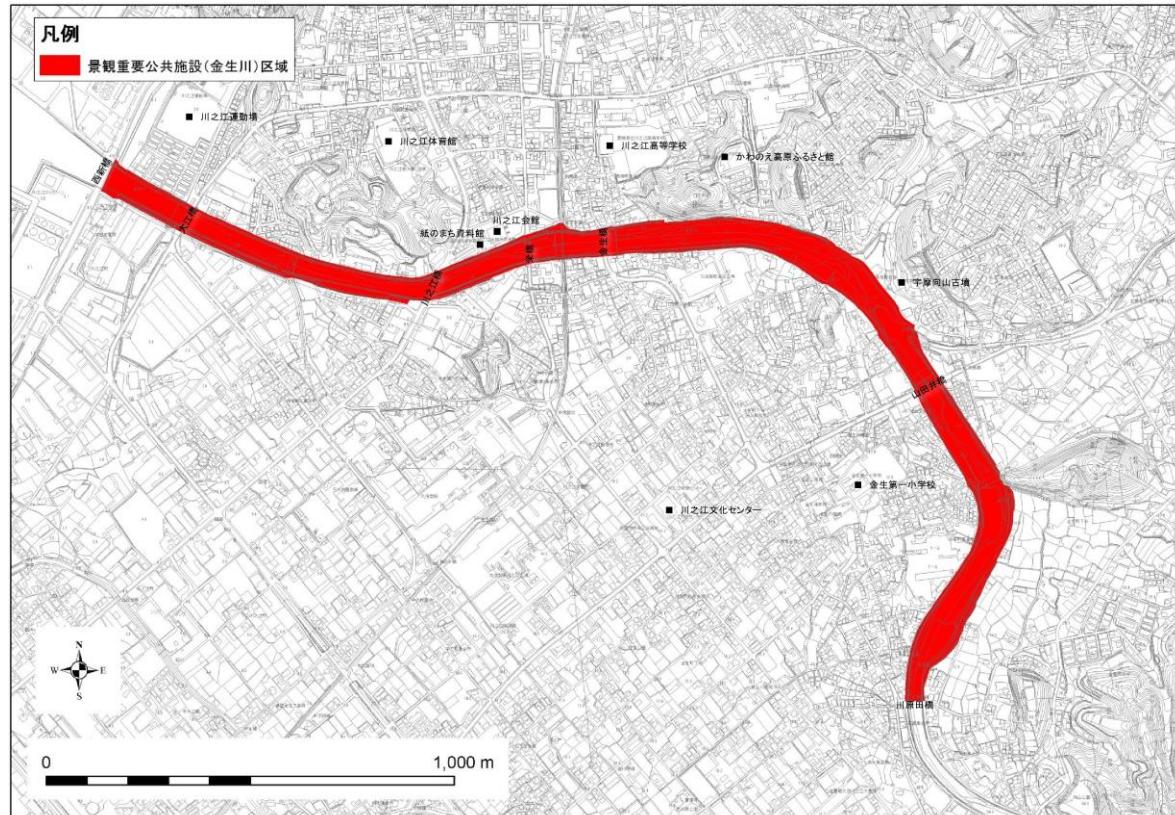
4-1. 景観重要公共施設の整備等に関する方針

金生川は、本景観計画区域の景観の軸となる河川空間であり、河川の整備や利用等が景観に及ぼす影響は大きいものとなります。

そのため、金生川を景観重要河川として位置付け、景観に配慮した整備や占用の許可基準の方針を定めます。

【景観重要河川】

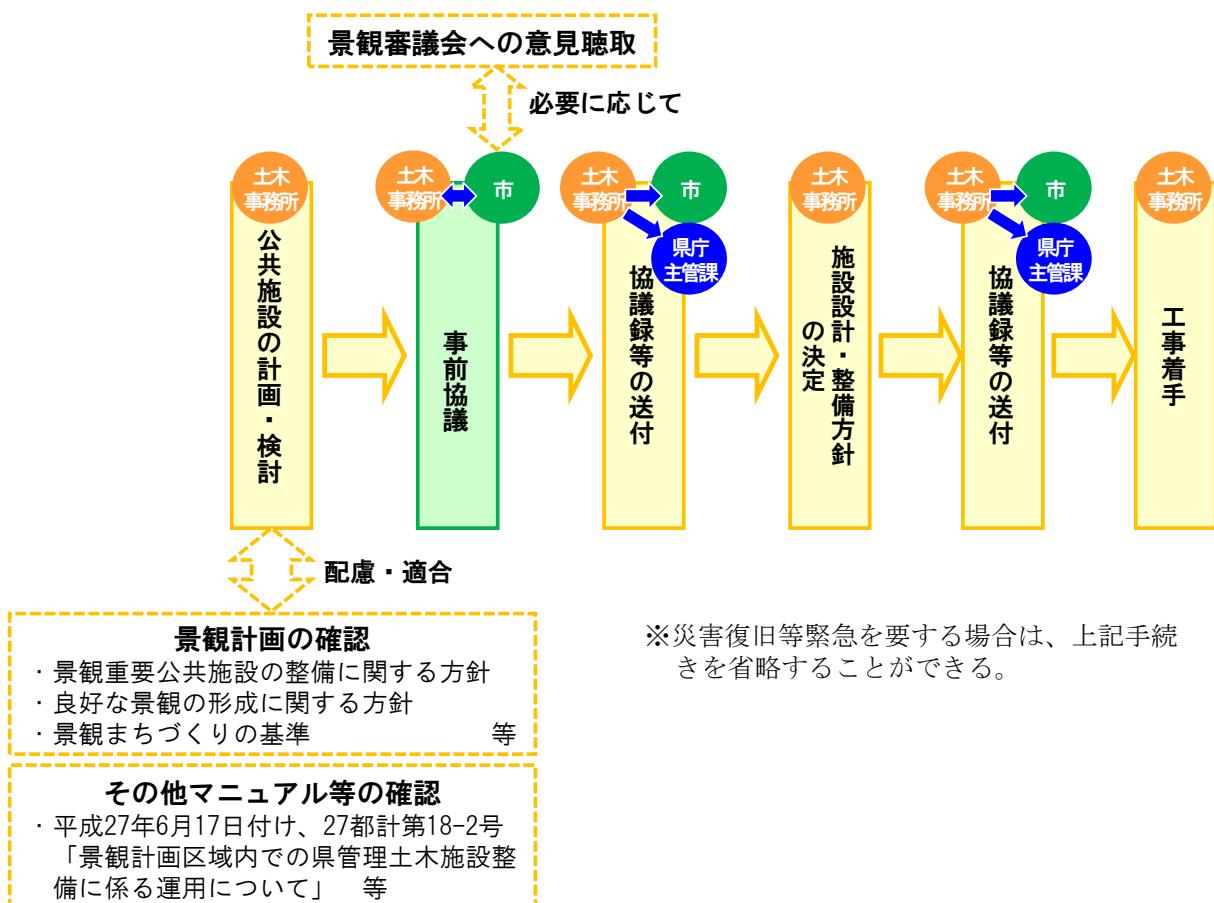
河川名	区間	距離	面積
金生川	川之江町 西新橋上流端 から 金生町下分 川原 田橋下流端 まで	3,115m	約 23.1ha



区域図

【景観重要公共施設の整備に関する方針】

- ・河川の整備にあたっては、治水機能の維持を前提に、豊かな自然の保全、親水性の確保、生物の豊かな生息環境の維持など、多様な機能の発揮に配慮する。
- ・河川の整備にあたっては、景観や自然環境に配慮した資材などの積極的な活用に努める。
- ・親しみのある河川としての更なる機能の発揮に向け、市民の関心が高い景観に配慮しながら、親水性や周遊機能を高める条件整備などに努める。
- ・川沿いにある八将神山、背後に広がる山並みの良好な視点場としての保全・活用を図る。



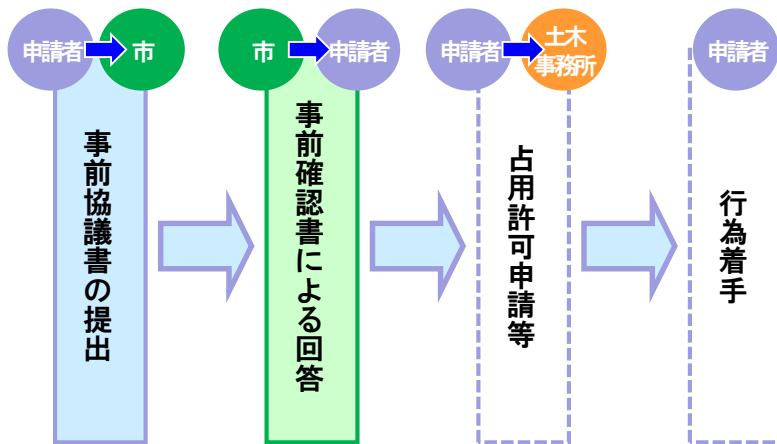
景観重要公共施設（金生川）の整備に関する協議フロー

【景観重要公共施設の占用に関する方針】

- ・主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないように配慮する。
- ・河川の自然環境や周囲の歴史的環境、公共施設との調和のため、工作物等は整然としたものとするとともに、落ち着きのある色彩とする。
- ・良好な景観の形成に関する方針を妨げないように努める。

景観重要公共施設（金生川）の占用許可申請をする場合は、景観行政団体（市）との事前協議が必要です。

ただし、占用許可申請の対象となる工作物等のうち、地表もしくは水面に現れないものは対象外とします。また、景観計画が策定された際にすでに存する工作物等や、期間延長のみの更新申請についても事前協議の必要はありません。



景観重要公共施設（金生川）の占用の手続きフロー

第4章 景観形成の推進に向けて

1. 景観形成の推進主体とその役割

景観づくりは、市民・事業者・行政の協働による取組が不可欠であり、責任と役割分担を認識しながら進めていくことが重要です。

1-1. 市民の役割

景観形成に関する活動への積極的な参加や情報発信などを行いながら、日常生活の中での景観に対する意識や関心を高め、自らが景観づくりの主体であることを認識するものとします。

また、地域の特性に応じた景観づくりのルールの話し合いの場を設けるなど、地域への愛着を高めつつ、良好な景観づくりに取組むものとします。

1-2. 事業者の役割

店舗、工場などの建物、事業活動などが、地域の景観を構成する要素であることを認識し、景観に配慮した事業活動などに取組むものとします。

また、地域の様々な景観づくりに関する活動などに参加・協力し、地域の良好な景観形成への貢献に努めるものとします。

1-3. 行政の役割

景観計画区域及び市全体の景観形成に向け、良好な景観づくりに向けたルールの適正な運用や景観に配慮した公共施設の整備・維持管理に取り組みます。

景観づくりに関する意識の高揚を図るため、市民・事業者への啓発活動、積極的な情報発信に努めます。あわせて、市民・事業者とともに景観づくりの取組を検討する場の創出を図るなど、協働による景観づくりの体制の構築を図ります。

2. その他景観形成の推進について

2-1. 全市での景観計画の検討

必要に応じて景観計画区域の見直し等を進めています。

また、本景観計画区域の取組を踏まえ、全市的な景観形成の取組につなげていきます。

2-2. 景観に配慮した公共施設の整備等

道路、河川、公園、建築物などの公共施設の整備にあたっては、公共施設が地域の景観形成に大きな影響を与え、景観形成を誘導する役割を担うものとの認識のもと、景観配慮の視点で整備・維持管理等に努めます。

2-3. 市民の自主的な活動の支援

金生川沿いでは、既に、景観形成に向けて多様な市民活動が展開されています。これらの市民活動の継続・発展を促すため、多様な支援策を検討します。

参考資料

1. 計画策定に関する資料

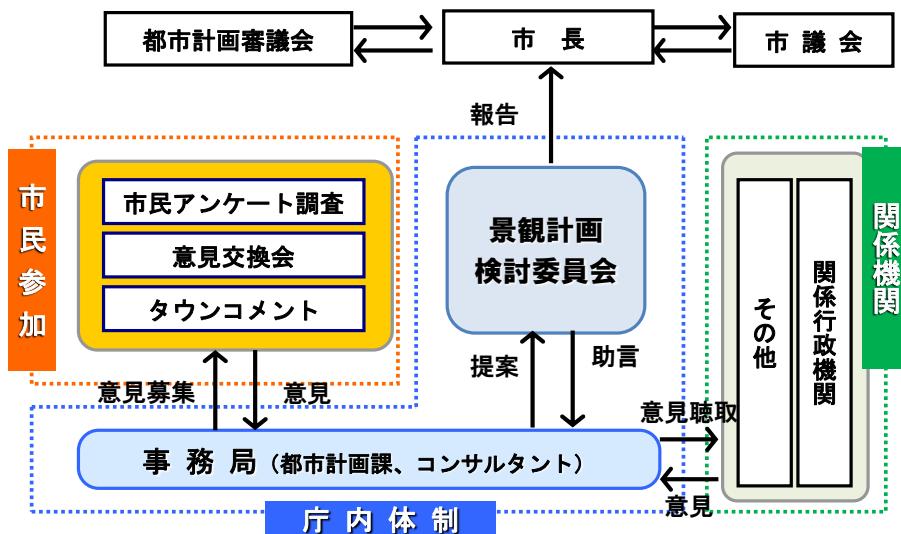
2. 用語解説

1. 計画策定に関する資料

■ 策定の経緯

開催日	会議・調査等	内容
平成 27 年 6 月 28 日（月）～平成 27 年 7 月 17 日（水）	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・四国中央市全域の景観について ・居住地域の景観について ・四国中央市の景観資源について ・「景観づくり」の取組みについて
平成 27 年 10 月 28 日（月）	第 1 回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・四国中央市景観計画について ・四国中央市の景観特性と課題（アンケート調査結果報告） ・景観計画区域の設定について
平成 27 年 12 月 14 日（月）	住民意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・金生川周辺で一番好きなもの・自慢できるもの、眺めや風景 ・金生川周辺の良い景観、好ましくない景観
平成 28 年 1 月 27 日（水）	第 2 回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民意見交換会の結果について ・良好な景観の形成に関する方針について ・良好な景観の形成のための行為の制限について ・景観重要建造物・樹木の指定について ・景観重要公共施設について ・屋外広告物について ・計画の推進に向けて
平成 28 年 2 月 19 日（金）	第 3 回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回検討委員会の意見と対応について ・四国中央市景観計画（素案）について
平成 28 年 6 月 20 日（月）～平成 28 年 7 月 19 日（木）	タウンコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・住民意見の募集
平成 28 年 8 月予定	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・四国中央市景観計画

■ 策定体制



■四国中央市景観計画検討委員会要綱

(設置)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画の策定に当たり、幅広い観点からの検討を行うため、四国中央市景観計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 四国中央市景観計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、都市計画課長をもって充てる。
- 3 委員は、市長が指名する職員をもって充てる。
- 4 委員会は、必要に応じて、関係職員を臨時委員として置くことができる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
(この訓令の失効)
- 2 この訓令は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。

■四国中央市景観計画検討委員会 委員名簿

	所 属	役 職	備 考
1	都市計画課	課 長	委員長
2	生活環境課	課長補佐	
3	産業支援課	係 長	
4	観光交流課	係 長	
5	建設課	係 長	
6	下水道課	係 長	
7	建築住宅課	係 員	
8	文化振興課	係 長	

■住民意見交換会

○開催概要

日 時：平成 27 年 12 月 14 日（月） 19:00～21:00

場 所：川之江文化センター4階

参加者：17名

○プログラム

テーマ：**金生川周辺の「景観づくり」をみんなで考えよう！**

1. 開会（5分）	・あいさつ、資料確認
2. 資料説明（20分）	・開催主旨やアンケート調査結果、進行方法の説明
3. グループ討議（80分）	<ul style="list-style-type: none"> ・「金生川周辺で一番好きなもの・自慢できるもの、眺めや風景」を黄色の付箋に記入 ・金生川周辺の良い景観を青色の付箋に、好ましくない景観を赤色の付箋に記入 ・金生川周辺をどんな景観にしていきたいか、目指すべき将来像やキャッチフレーズ、目標などを緑の付箋に記入 ・記入した付箋の内容をグループ内で発表
4. 全体発表（10分）	・グループ内で話し合った結果を発表
5. 閉会（5分）	・あいさつ

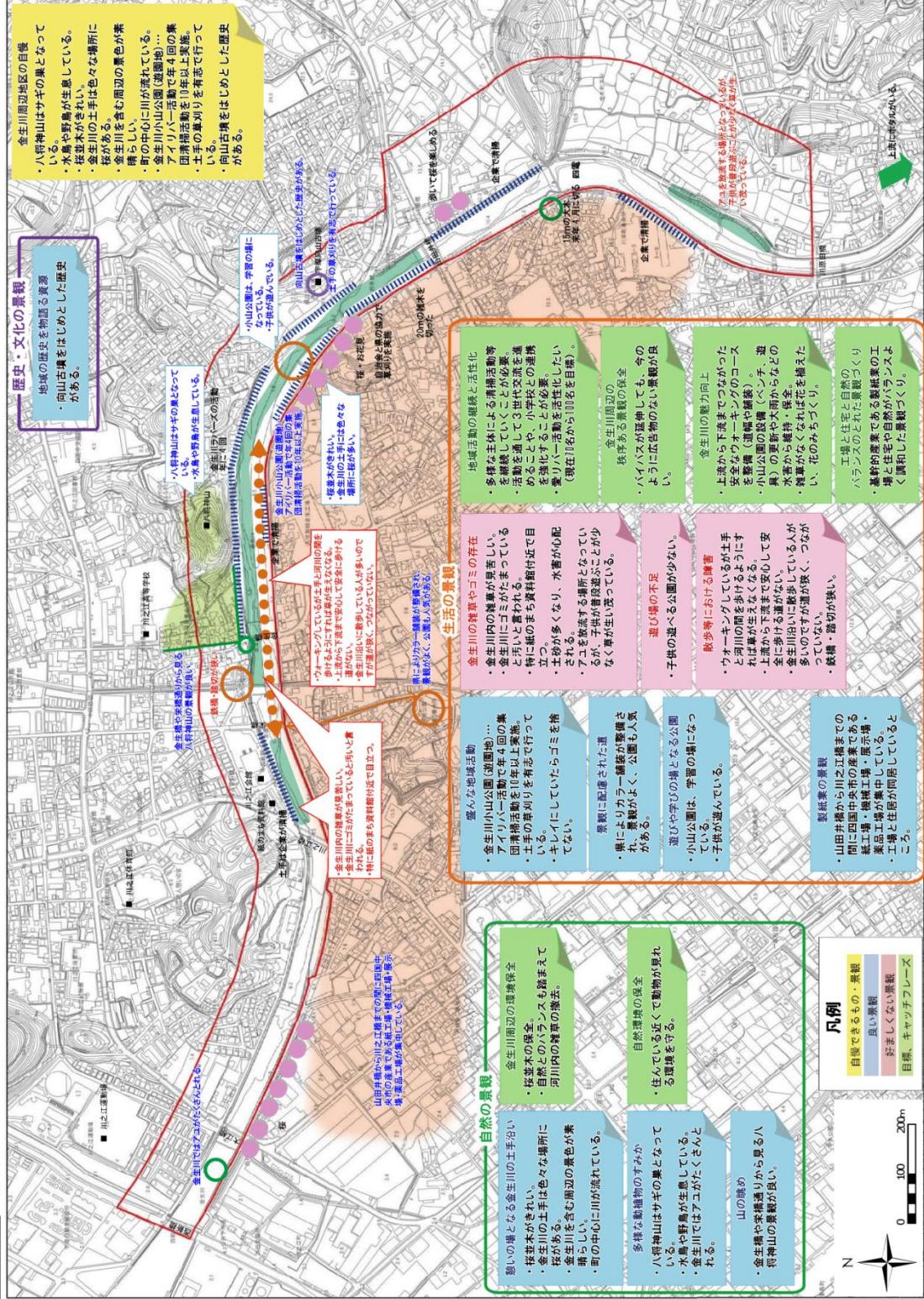
○意見交換会の様子



A 班

将来像
(キャッチフレーズ)

・安心できる散歩道・家族で楽しめる金生川・県内で最も東の河川



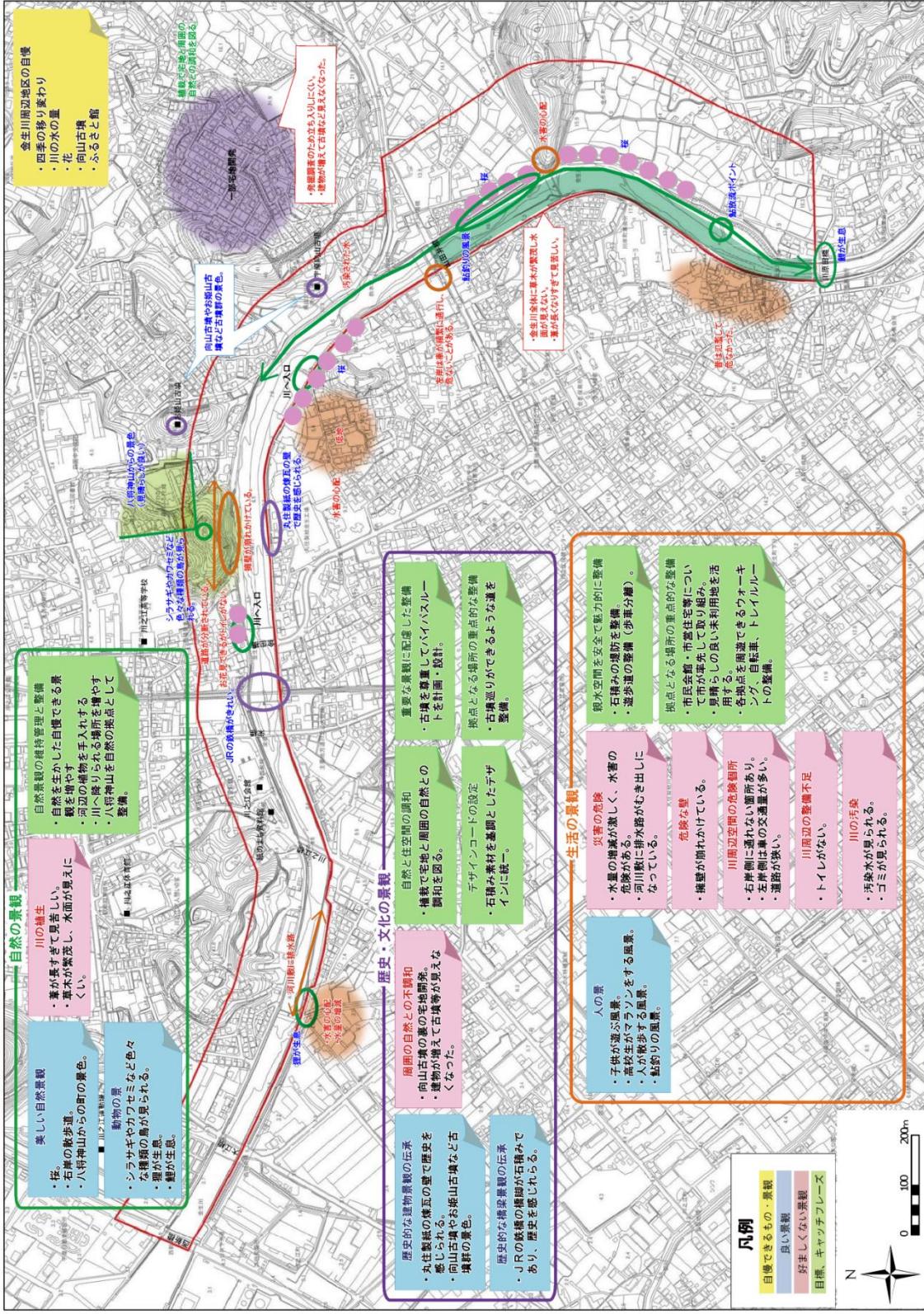
カテゴリー	良い景観	好ましくない景観	方針・目標 (どんな景観にしていきたいか)	将来像 キャッチ フレーズ
建築物 ・高さ、色 ・配置、デザ イン	製紙業の景観 ・金生川左岸側は製紙工場に関わる一連の工場がある ・工場と住居が同居しているところ ・山田井橋から川之江橋までの間に四国中央市の産業である紙工場・機械工場・展示場・薬品工場が集中している	ー	工場と住宅と自然のバランスのとれた景観 ・基幹的産業である製紙業の工場と住宅や自然がバランスよく調和した景観	安心できる散歩道 ・家族で楽しむ金生川
工作物 ・鉄塔、煙突 ・橋梁、擁壁 など	ー	ー	ー	ー
景観上重要な資源 ・建築物 ・樹木 ・河川 ・公共施設 など	憩いの場となる金生川の土手沿い ・桜並木がきれい ・ウォーキングや散歩のコースとなつている 遊び場の場となる公園 ・小山公園は子どもが遊ぶ場所どなつてい るだけではなく、総合学習の場としても利 用されている 景観に配慮された道 ・カラーテープが整備（県実施）されており、 景観が良く、公園も人気がある 山の眺め ・金生橋や栄橋通りから見る八幡神山の景 観が良好	金生川の雑草やゴミの存在 ・ボランティア活動等で金生川の清掃を行つ ているが河川内の雑草やゴミがひどい ・桜は良いが落葉の清掃が大変 遊び場の不足 ・小山公園以外で遊ぶところがすくない ・散歩等における障害 ・土手の道路が狭い、踏切の箇所も ・歩ける道が整っていない	金生川周辺の環境保全 ・桜並木の保全 ・自然とのバランスも踏まえて河川内の雑草 の撤去 金生川の魅力向上 ・上流から下流までつながった安全なウォー キングのコースを整備（道幅や舗装） ・小山公園の設備（ベンチ、遊具）の更新や 大雨からなどの水害から維持・保全 ・雑草がなくなり花を植えたい、花のみち づくり	金生川周辺の環境保全 ・県内で最も東の河川
屋外広告物 ・バイクバスの 延伸	秩序ある景観 ・現在は広告物がなく、整然としている	ー	金生川周辺の秩序ある景観の保全 ・バイクバスが延伸しても、今のように広告物 のない景観が良い、	自然環境の保全 ・住んでいる近くで動物が見れる環境を守る 地域活動の継続と活性化 ・多様な主体による清掃活動等を継続してい くことが必要 ・活動を通して3世代交流を進めることや、 小学校との連携を強化することが必要 ・愛リバー活動を活性化したい（現在70名か ら100名を目指）
その他	多様な動植物のすみか ・金生川にはアユやサギなどの多様な動植物 が生息している 盛んな地域活動 ・ボランティア団体や自治会、企業などの多様な主体による清掃活動等が盛んに行 われている 地域の歴史を物語る資源 ・宇摩向山古墳をはじめとした歴史がある	ー	ー	ー

金生川周辺の「景観づくり」をみんなで考えよう！

B班

(キャッチフレーズ)

景観の拠点を金生川でつなぎ、点から線・面の景観向上を図る。



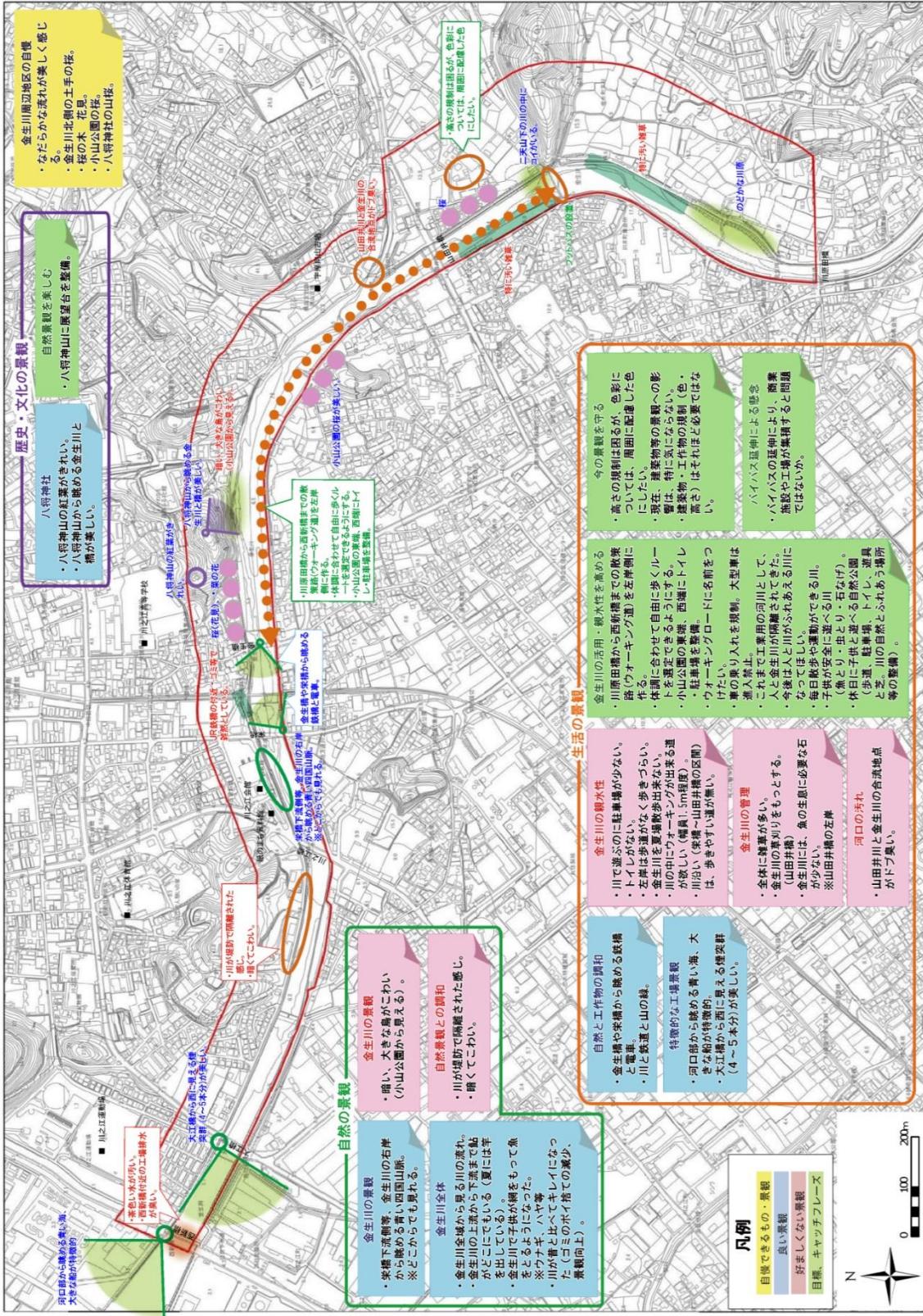
将来像 キャッチ フレーズ	方針・目標 (どんな景観にしていきたいか)	好ましくない景観	カテゴリー
景観の拠点を金生川でつなぎ、点から線・面の景観向上を図る。	自然と住空間の調和 ・植栽で宅地と周囲の自然との調和を図る	周囲の自然との不調和 ・向山古墳の裏の宅地開発 ・建物が増えて古墳等が見えなくなつた	建築物 ・丸住製紙の煉瓦の壁で歴史を感じられる
デザインコードの設定 ・石積み素材を基調としたデザインに統一	危険な壁 ・擁壁が崩れかけている	歴史的な橋梁景観の伝承 ・橋脚が石積みのJRの鉄橋で歴史を感じられる	工作物 ・鉄塔、煙突 ・橋梁、擁壁など
拠点となる場所の重点的な整備 ・市民会館・市営住宅等について市が率先して取り組み ・古墳巡りができるような道を整備 ・見晴らしの良い未利用地を活用する ・各拠点を周遊できるウォーキング、自転車、トレーリルートの整備 自然景観の維持管理と整備 ・自然を生かした自慢できる景観を増やす ・河辺の植物を手入れする ・川へ降りられる場所を増やす 重要な景観に配慮した整備 ・古墳を尊重してバイパスルートを計画・設計	川の植生 ・草木が長すぎて見苦しい ・草木が繁茂し、水面が見えにくく 川周辺空間の危険箇所 ・右岸側に連れないので箇所あり ・左岸側は車の交通量多い ・道路が狭い	町の歴史を感じるもの ・丸住製紙の煉瓦の壁 ・向山古墳やお姫山古墳など古墳群の景色 美しい自然景観 ・桜 ・右岸の散歩道 ・八将神山からの町の景色	景観上重要な資源 ・建築物 ・樹木 ・河川 ・公共施設など
特になし	特になし	屋外広告物 ・バイパスの延伸	屋外広告物 ・バイパスの延伸
排水空間を安全で魅力的に整備 ・石積みの堤防を整備 ・遊歩道の整備（歩車分離）	災害の危険 ・水量の増減が激しく、水害の危険がある 川の汚染 ・汚染水が見られる ・ゴミが見られる 川周辺空間の整備不足 ・トイレがない	人の景 ・子供が遊ぶ風景 ・高校生がマラソンをする風景 ・人が散歩する風景 ・釣釣りの風景 動物の景 ・シラサギやカワセミなど色々な種類の鳥 ・見られる ・狸が生息 ・鯉が生息	その他 ・他の

金生川周辺の「景観づくり」をみんなで考えよう！

C 班

将来像 (キャッチフレーズ)

ウォーキングロード「タカバタケロード」をつくろう



方針・目標 (どんな景観にしていかが)	将来像 キヤッチ フレーズ
好ましくない景観	ウォーキングロード「タカバタクロード」をつくろう
良い景観	<p>※特になし</p> <p>今の景観を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の規制はそれほど必要ではない。 景観を大きく乱す建築物は問題になる。(高さを規制されでは困るが、色彩は周辺に配慮したい。) <p>バイパス延伸による懸念</p> <ul style="list-style-type: none"> バイパス延伸により周辺に商業施設や工場が集積すると問題ではないか。
特徴的な工場景観	<p>今の景観を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> 工作物の規制はそれほど必要ではない。 景観を大きく乱す工作物は問題になる。 <p>工場景観</p> <ul style="list-style-type: none"> 煙突群はネガティブなイメージ 西新橋付近の工場排水、茶色い水が汚い <p>自然景観との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> 川之江橋下流の右岸は堤防が無機質で川を隔離している
特徴的な工場景観	<p>今の景観を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> 工作物の規制はそれほど必要ではない。 景観を大きく乱す工作物は問題になる。 <p>工場景観</p> <ul style="list-style-type: none"> 煙突群はネガティブなイメージ 西新橋付近の工場排水、茶色い水が汚い <p>自然景観との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> 川之江橋下流の右岸は堤防が無機質で川を隔離している
金生川周辺の「景観づくり」をみんなで考えよう!	<p>金生川の活用・親水性を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> ウォーキングができる、景色を楽しめれば良い。 金生川を周遊できるウォーキングロードの整備。 ウォーキングロードがあれば草刈りもしやすい。 親水性を高めるために駐車場、トイレが欲しい。 歩道に車の乗り入れを規制(大型車は進入禁止)。 <p>自然景観を楽しむ</p> <ul style="list-style-type: none"> 八将神山に展望台を整備する
屋外広告物	<p>※特になし</p> <p>バイパス延伸による懸念</p> <ul style="list-style-type: none"> バイパス延伸による派手な広告立地が心配 広告物の色・大きさが重要
その他	<p>四国中央市だけの景観</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場煙突に登つて眺める市街地が壮観

2. 用語解説

あ行

意匠	建物などの形状、模様若しくは色彩などのデザインのことを示す。
エックスハイウェイ	平成 12 年 3 月に完成した、四国 4 県の県庁所在地を結ぶ高速道路ネットワークのこと。今後さらに四国東部及び南西部へ延伸し、四国 4 県を 8 の字で結ぶ「四国 8 の字ネットワーク」として整備が進められている。
屋外広告物	屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」（屋外広告物法第 2 条第 1 項）をいう。

か行

景観行政団体	景観計画の策定など、景観法に基づく諸施策を実施することができる地方公共団体のこと。本市では平成 17 年 10 月に景観行政団体となっている。
景観法	2004 年(平成 16 年)6 月に公布された、日本ではじめての景観に関する総合的な法律。
景観法に基づく届出制度	建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行う制度。
協働	市民、企業、行政等の複数の主体が目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。

き行

彩度	色の「鮮やかさ」を示す尺度のこと。
親水空間	河川に沿って遊歩道を作ったり、川底に自然石を置いたり、滝や水遊びのできる場所などを設けて水辺に親しめるように作られた空間。
総合計画	地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる行政運営の総合的な指針で、将来のまちづくりの基本理念や将来像、その将来像を実現するための具体的な施策などを取りまとめた計画。

た行

タウンコメント(パブリックコメント)	市の基本的な政策等の策定に当たり、政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、広くその意見や提案を求めるここと。
地区計画	建築物の建築形態、公共施設の配置等から、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画で、建物用途、建ぺい率、容積率、高さ等を定めることができる。
都市計画区域	機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があるとして都道府県が定める区域(都市計画

参考資料

法第 5 条)。

都市計画審議会	都市計画に関する事項の調査審議等のために設けられる審議機関のこと。(都市計画法第 77 条、第 77 条の 2)
都市計画法	都市の無秩序な開発を防止し、計画的な都市づくりを推進するため、都市計画の内容や手続、土地利用等の制限、都市計画事業等を定めた法律。
都市計画マスタープラン	市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、総合計画及び都市計画区域マスタープランに即して定める。(都市計画法第 18 条の 2)
都市計画区域マスター プラン	都道府県が示す、都市計画区域における都市の将来像や都市づくりに関する基本的な方針。
届出対象行為	景観法に基づく届出制度において、届出の対象とする建築物の建築や工作物の建設などの行為。

な行

法面 (のりめん)	造成地や道路、山林、ダム、河川の築堤工事などで、切土や盛土をすることによりできた土の傾斜面のこと。山の斜面などを切り取って、その後にできた新たな斜面のことを切土法面、土を盛ってできた新たな斜面のことを盛土法面という。
-----------	--

ま行

明度	色の「明るさ」を示す尺度のこと。
----	------------------

や行

擁壁 (ようへき)	斜面の土が崩れるのを防ぐために設けられる壁のような構造物のこと。道路、鉄道、宅地造成などの切土、盛土部のほか、河川や海岸の護岸などに利用されている。
-----------	--

ら行

ランドマーク	都市や地域の特定の地点の象徴や、目印となるような特徴的なもののこと。例としては、工場の煙突や歴史的な建築物、鳥居、特徴的な山などがある。
--------	--

稜線	山の峰と峰を結んで続く線のこと。尾根ともいう。
----	-------------------------

